

令和2年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和2年12月15日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大 江	寿	6番	西 尾	幸太郎	12番	高 宮	陽 一
2番	村 上	謙 武	7番	池 田	賢 治	13番	米 澤	壽 重
3番	菊 地	政 文	9番	前 田	芳 樹	14番	遠 藤	義 光
4番	石 橋	雄 一	10番	平 田	文 夫	15番	池 田	信 博
5番	村 上	三三郎	11番	石 田	茂 春	16番	福 田	晃

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町	長	池 田	高世偉	地 域 振 興 課 長	宇 野 慎 一
副 町	長	大 庭	孝 久	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
教 育	長	野 津	浩 一	建 設 課 長	田 中 文 男
代 表 監 査 委 員		嶽 野	正 弘	施 設 管 理 課 長	大 西 洋 二
総 務 課 長		佐々木	千 明	水 産 振 興 室 長	砂 本 進
会 計 管 理 者		藤 川	芳 人	都 市 計 画 推 進 室 長	石 田 傑
財 政 課 長		石 田	寛 弥	総 務 学 校 教 育 課 長	吉 田 隆
税 務 課 長		濱 田	勉	社 会 教 育 課 長	野 津 千 秋
町 民 課 長		井 崎	理惠子	布 施 支 所 長	竹 本 久
福 祉 課 長		中 林	眞	五 箇 支 所 長	灘 進
保 健 課 長		井 上	朋 張	都 万 支 所 長	高 梨 勇 光
環 境 課 長		原	秀 人	中 出 張 所 長	村 上 克 樹
商 工 観 光 課 長		鳥 井	登	中 央 公 民 館 長	金 坂 賢 一
農 林 水 産 課 長		河 北	尚 夫		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	山 根	淳	事 務 局 長 補 佐	山 本 幸 子
-------------	-----	---	-------------	---------

1. 町長追加提出議案の題目

同意第 11号 隠岐の島町副町長の選任同意について

同意第 12号 隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（米澤 壽重）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ご承知のとおり、一昨日からの林野火災対応のため、議会日程を変更し、本日「一般質問」と「質疑」を行います。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質するためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、15番：池田 信博 議員

○15番（池田 信博）

おはようございます。新庁舎議場での初の一般質問です。

先の町長選挙において、見事、当選の栄に浴されました池田町長に、まずもってお慶びを

申し上げたいと思います。おめでとうございます。

それでは、通告いたしております内容について一般質問を行いたいと思います。

池田町長に最初に一般質問をしたのが、平成 28 年 12 月、町長初当選後の最初の定例会でございました。

隠岐の島町の公衆トイレについての現状と、観光振興への取り組み、受け入れ態勢についてのトイレ洋式化等問題について考え方を伺ったと思います。

公衆トイレを始めとする諸課題等については、関係者の皆さんに理解をしていただき改善されているのではないかと思っているところですが、更なるあらゆる角度からの受け入れ態勢の強化が求められています。

今回、二度目の当選を果たされ、隠岐の島町への思いを今まで以上に、真心を込めて町政運営に取り組んで行くであろうと期待をするものであります。

新型コロナウイルス感染症による地球規模の影響はまだまだ終息を見ることができない状況ではないかと実感しているところです。日本国内でもクラスターが頻繁に報じられるような状況でもあります。これからインフルエンザも流行する季節になることから、尚一層の感染予防に努めていかななくてはならないと意識を新たにしているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響に対するさまざまな支援策を講じてきている中で、10 月末の「山陰中央新報」が報じた内容によりますと、島根県旅館ホテル生活衛生同業組合の調査で、県内で初めて感染者を確認した 4 月から 9 月までの加盟施設の売り上げが、前年同期に比べ少なくとも 39 億 3,200 万円減少したことが分かったと報じています。国の「GoTo トラベル」や、島根県の県民向け「プレミアム付き宿泊券」の効果で持ち直しつつあるが、関係者は冬場の閑散期に不安を募らせているとしています。菅総理は、昨日の「記者会見」で今月 28 日から来月 11 日まで「GoTo トラベル」を全国一斉に一時停止するとしています。その後改めて判断するというところでございます。

隠岐の島町のホテル旅館組合加盟 4 施設の状況ですが、4 月から 9 月までの売り上げが、前年同期に比べ 1 億 8,000 万円程度減少しているということを伺っています。指定管理施設分は含まれていませんが、国の「GoTo トラベル」等の効果で幾分持ち直しつつあるということですが、やはりこれからのことに不安を隠せない状況であることに変わりはないとのことでもあります。

新聞報道で取り上げられた宿泊業への影響に触れさせてもらいましたが、観光産業全般に関しても売り上げ減少等の影響は事業の存続を危うくするような状況下にあるところもある

ということも伺っているところです。

そこで伺います。新型コロナウイルス感染症の影響による事業継承や経営の安定維持を図るため、今後隠岐の島町で新たに取り組んでいかなければならない施策等も町長は先頭に立って策定実施するべきだと思います。二期目の町政運営を託した町民に、思いを込めてお答えください。

○番外（町長 池田 高世偉）

まずは、一般質問にお答えをする前に、昨日の森林火災におきまして「議会日程」を変更させていただくことについて、ご理解、ご協力をいただきましたことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。

ただ今の、池田信博議員の分割質問一点目、「二期目の町政運営」についてのご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響に対し、今後、本町で新たに取り組んでいく事業継承と経営安定維持に対する施策についてであります。まず、常に町内の状況把握を行っております。今年度当初におきまして交付いたしました「事業継続助成金」、また「緊急雇用維持助成金」などの各助成金の交付を受けられました全事業者を対象に現状確認作業を行いました。特に宿泊関連事業者に対しましてはヒアリングも実施し、現状に加え来年に向けての考え方や対応についても意見交換させていただき、11月末までのところすべての事業者からの聞き取りが完了したところであります。

また、「新型コロナウイルス対策連絡協議会」にも所管課の職員が毎回出席し、できるだけリアルタイムな町内情勢の把握分析に努めているところでございます。この秋口のところまでは「GoTo トラベル」での追い風もあり、本町におきましては、回復基調に向かいつつありましたが、現在の都市部を中心とした感染拡大状況から、再び先行きが不透明な状況となっておりまして、今後の事業経営への影響を懸念しているところでございます。

議員仰せの「事業継承」と「経営安定維持」に係る施策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による各種支援制度の適用が少なく、経営が不安定となっている業種について、施設や設備等の維持管理に係る固定経費への支援、感染症対策に係る経費への支援制度を検討しているところでございます。

今後想定されます、国の臨時交付金などの財政出動や「GoTo トラベル」の実施期間延長、現在は停止でございますが、今後も国の施策も有効的に活用しながら、コロナウイルス感染拡大による本町への影響度合いに注視し、その時点での状況に即した対策を的確に講じてま

いりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○15番（池田信博）

答弁いただきました。新型コロナウイルス感染症の影響による各種支援策の制度が少ないということですが、町長は所信表明において、「よかったが響くまちづくりのために、あらゆる政治判断を行なってまいりたい。政治の方向がぶれない、そして限られた財源を有効に活用し、施策の取捨選択を徹底し、必要な施策には十分に予算配分をするなど、あらゆる角度から検証、検討をすすめ、次世代へ繋げるための大胆な施策を展開してまいる所存です。」と、所信表明で力強くおっしゃいました。

昨日、自民党の国会の先生方がお出でになって「意見交換」をする場では、隠岐の島町観光協会等から、「小売店に対する町の新型コロナウイルス感染症の防止対策にかかる補助制度は、予算が予定額に達し、必ずしも希望者の全てに支援が行き渡らない。」ので、予算措置をお願いしたいと。長期的な継続的な支援となるようお願いしたいというようなことも出されております。

先ほど、町長、これから検討していくということですが、所信表明でおっしゃられましたように、あらゆる政治判断を行なって、我がまちの事業者が、適切に事業継承ができ、また素晴らしい後継者につなげて、しっかりと経済活動が行われるような支援策を、今もって所信でおっしゃったことを踏まえて、再度お伺いしますので、よろしくお答えいただきたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問にお答えをいたします。

大胆な、所信表明で述べた適切な財政支援の発動等の考えについてでございますが、所信表明に私は、変わりはありません。

答弁いたしましたのは、新型コロナウイルス感染症に対する施策が少ないという事を申し上げているのではなく、その都度、都度、コロナ対策支援等につきましては早目、早目にやっております。少ないという誤解を受けましたのは、特に少ない業種、特に交通関連事業者等に関しまして、まだまだ厚く支援すべきだという風に考えておりますので、次年度の新年度予算におきましても、こういった少ない交通関連事業者に対しての支援等、まだまだ新型コロナウイルス感染症対策は行っていかなければならないと考えております。また、コロナ発生直ぐに「事業継続助成金」や緊急雇用拡大等の支援を行っておりますし、消費喚起も行っております。選挙期間中にも申し上げましたが、あらゆる長期的な施策をする前に、まず

は新型コロナウイルス感染症対策と災害復旧を早急に行う、この点についても変わっておりませんので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○15番（池田 信 博）

町長、そうおっしゃいますけど、私は具体的に何かを、今この場で応えていただきたいということではなしに、これから新年度を迎えるにあたって、予算の中でしっかりと対応をしていただきたいと。

今、町長おっしゃいました交通事業者等も非常に大変な状況になっているということですし、まだまだ回復の見込みが見通せないということでございますので、更なる支援をしていただいて、事業者がしっかりと事業継続をできる形で行っていただきたいと思いますので、今一度、そのことについてお答えを願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

新年度予算についての考え方も含めてお答えをさせていただきたいと思いますが、議員ご指摘のとおり、今回、「GoTo」の停止もございますので、新年度予算につきましてはあらゆる角度から、先ほども申し上げました、事業者の皆さん方とのヒアリング、協議も踏まえて積極的な予算編成を、コロナウイルスに対しての予算編成も取り組んでまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をお願い申し上げます。

○15番（池田 信 博）

それでは、次の質問に移りたいと思います。

令和2年11月、内閣府地方創生推進事務局より「地方創生整備推進交付金の交付対象拡大について」考え方が示されました。現行の「地方創生整備推進交付金」は、道・下水処理施設及び港を支援対象としており、港については、地方港湾、第一種漁港及び第二種漁港を対象としてきたところであります。令和3年度予算概算要求においては、上記に加え、特定有人国境離島地域内にある重要港湾、西郷港が対象でございます、西郷港を対象として追加する制度要求をしているとのことであります。

現在、各地方自治体からの要望の聴取を開始しているとのことであります。特定有人国境離島地域内にある重要港湾についても、具体的な要望の有無について、関係地方自治体に確認する予定とのことです。このことに関わらず情報の収集に関してはあらゆる角度から取得しなければならないと考えるところであります。国が取り組む多岐にわたる支援制度に関して本町の情報収集は他の自治体に比べて時間差があるのではないかと感じる 경우가多くあるように思っています。そうでないことを願っています。

そこで伺います。「地方創生整備推進交付金」の交付対象の拡大についての制度要求を踏まえ、隠岐の島町は積極的かつ早急に具体的な要望の内容を協議し、内閣府地方創生推進事務局に要望するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、池田信博議員の分割質問二点目、「地方創生整備推進交付金の拡大について積極的かつ早急に内容を協議し、内閣府に要望すべき」とのご質問にお答えします。

港関連の地方創生整備推進交付金につきましては、本町では現在漁港・港湾事業を実施しているところでございます。

前回計画期間であります、平成 24 年度から平成 30 年度におきましては、建設課所管であります地方港湾の西村、伊後、長尾田、飯美の各港湾、及び農林水産課所管であります第 1 種漁港の犬来、大久の各漁港を整備してまいりました。

また、次期計画におきましても地方港湾の小津久、卯敷、西村の各港湾、及び第 1 種漁港の油井漁港につきまして「改修要望」を提出しており、現在、内閣府と県におきまして協議を行っており、来年 1 月に内閣府に対し正式申請を行い、同年 3 月の事業認定に向け取り組んでいるところでございます。

また、議員仰せのとおり、重要港湾であります西郷港につきましても、令和 3 年度予算概算要求の制度要求を行っており、その計画におきましては、本町が要望しております小田岸壁の整備及びにレインボー岸壁の改修を計画しているところでございます。

内閣府が取り組んでおります施策はもとより、各省庁が取り組みます施策につきまして今後とも注視し、より有益な事業を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○15番（ 池 田 信 博 ）

今お答えをいただきましたが、私がお聞きしたいのは、今言われた令和 3 年度の事業の計画等々ではなく、もう一つ踏み込んで、何か「要望」することはないかという事なんです。私は要望することがあると思います、西郷港に関して。今の小田岸壁の手前、東町の海上保安署がある所です。あの辺り、護岸の事業を実施しておりますが、長らくもう 10 何年要望し続けています。巡視船の大型化等に関する事。大型化すればあの場所には着けられないということで、それ踏まえて私は、この際、こういう機会に「要望」してはどうかと思っております。

上京した時に「要望」はその都度されておりますが、そうではなしに、こういうものに抱

き合わせて要望することも必要ではないかという風に思っておりますので、その点についても町長の思いをお答え願いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

「要望」についての再質問でございますが、議員おっしゃるとおり、海上保安署の専用岸壁の改修につきましては、竹島問題と関連し国に出掛けた時に「要望」しております。改めまして、ここで申し上げますのは、現在、要望しております海上保安署新庁舎の建設を国への要望に併せ、海上保安署専用岸壁の改修につきましても、今後、積極的に要望活動を進めてまいりたいと考えています。

また、業者の方から強い「要望」がございます、岬町の川原田地区、港町地区周辺等の西郷漁港の拡張整備につきましても併せて積極的な取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○15番（池田 信博）

これから積極的に要望するということでございますので、隠岐の島町一丸となって要望活動に、是非、今まで以上に強く取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

流通コストの削減については、有人国境離島特措法成立以前から地元選出の国会議員の先生方にも要望をしてまいりました。離島生活路線については、隠岐汽船の運賃に対する助成、航空機出雲便の航空運賃に対する助成制度が隠岐島民に限定して実施されています。そのほかに一定の条件を満たした島民の方たちにも対象を広げているところであります。

11月初めの新聞折り込みチラシのタイトル「心つたわる冬の贈りもの（おうちで愉しむ）美味の極み」と題し、年末商戦を意識したさまざまな贈答品の掲載がされている内容のチラシでありました。その折り込みチラシを見ると、離島は配達不可となっているものも多数ありました。

まさに、離島に住む私たちは当然であるとは言い難い差別を受けている現状を目の当たりにしたところであります。本土で生活をする方たちと、私たち離島で生活をする人々も同等の負担で済む消費生活を営む状況を作り出していくことが求められていると考えています。私たち町民は物流にかかる経費について、不平等な負担を強いられている現状を打破しなければならないと考えます。国を始めとする関係機関に対し、あらゆる角度から粘り強く消費生活にかかる負担軽減策を働きかけていくことが求められていると考えます。

本町の特産品に係る送料も現状では割高になることは避けられません。

上記の不平等を解消するために、隠岐汽船にかかる航送運賃の助成制度を隠岐の島町が独自に構築することについての考えをお伺いしたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、池田信博議員の分割質問三点目、「隠岐航路の航送運賃助成」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、離島における輸送経費は、島民の生活に直結する大きな課題であると認識しているところでございます。これまで「有人国境離島法」などにより、島民の運賃や戦略産品の移出の際の経費は低減が図られてまいりました。一方で、島内の大型店舗では、年間約6,000万円の輸送経費がかかる事例や、島前の小売店では、輸送経費の問題により本土の店舗からの提携を打ち切られる事例など、解消されていない課題もございます。

このような状況を鑑み、先般11月18日に開催されました島根県知事との「意見交換会」において、住民が生活を営む上での本土との格差解消と、島内商工事業者の経営の安定化を図るため、「本土から生活物資を移入する際の輸送経費に対する支援」について提起させていただいたところでございます。

先般、開催されました自民党関係の国会の先生方との「意見交換」におきましても、同様に提起をさせていただいたところでございます。また、時を同じくして島根県におきましては、離島の輸送経費に関する問題などの解消に取り組むため、島根県を含む8都道府県による「離島協議会」を本年度中に設立する予定としております。

航送運賃の助成につきましては、本町独自の支援により本土との格差解消を行うことは極めて困難でありますことから、引き続き島根県や他の離島地、そして関係団体と連携し、離島の輸送経費低減に向けた取り組みを行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○15番（ 池 田 信 博 ）

町長、遅いですよ、取り組みが。

「特措法」が成立をした時から、あらゆる場面で、私も町長と一緒に場面がよくありました。領土問題を担当する政務官がお出でになったり、年次毎の国会議員の方々が「町長室」を訪ねられた時も、その場でしっかり「要望」したらどうですかということも度々、申し上げてきたように思っております。皆さん言われてから「要望する」、「取り組みをする」、「意見を申し上げる」、そういうような状況では私は駄目だと思いますよ。

町長、「行政報告」でおっしゃいました、意見交換会の中で「要望」と、まだまだ前から

あらゆる場面で、そういう「要望」をすべきだという風に思っておりますし、要望をし続けていくということはもちろん大切なことではありますけど、それまでに大胆な財政出動も町長は政治判断でできると、そのように思っておりますので、非常に困難だと思いますけれども、是非、今一度、考えを新たにして流通コストの運賃にかかる、貨物にかかる経費を削減するために、軽減するために町独自の施策を構築して取り組んでみようと、それが対象となる、みんなの喜ぶ顔が見える、そのようになった時には、国も当然、支援はするであろうという風に思いますので、町長、よろしくお答えを願いたいと思います。

「よし、やりましょう。」という風に。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

航送運賃の助成について、本町独自の支援という。再度、ご質問をいただきました。

議員のお考えのように、自分自身もこの点については以前から、本土より2割高い、この物価の高い状況に起因するもの、そこにはあるという風に理解はしておりました。

ご指摘のように、改めて独自の対策をと、思いがあります。ただ、ご案内のとおり、この離島間の運賃助成につきましても「特措法」ができる前、我々、隠岐3町村で独自にスタートしたところです。

国がこの「運賃助成」を有人国境離島で行う時の最初は、町村負担を取らないという趣旨の制度だったはずですが、今、4分の1の負担をしております。こういったことを引き続き元に戻して国への要望を重ねながら、スタートは「負担金」が無かったのではないかとこの解消を含め、これらと抱き合わせて国へ要望しながら、その負担の問題が解決すれば、町独自でも十分できると考えてますし、今直ぐに、町独自で航送料の運賃の助成ができるとここでは申し上げませんが、考え方につきましては同様な考えで、議員と同じようにそこに起因することは十分わかっておりますので、引き続き、実施できるように国との細かな調整も図りながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○15番（ 池 田 信 博 ）

一昨日、町長が「要望」した時に、来島されていた先生は、「他の自治体ともしっかりと協議する場をつくって、要望してくれ」と離島におけるコスト削減についてですね。以前からそのような形ですべきだったんです。島根県知事も、今回、こういう形で協議会をつくってやるということですけども、島根県知事も遅いですよ。今までに何回も申し上げました、会った機会に「一緒に考えていただけませんか」と言うことは申し上げてきましたけど、いかんせん地元がなかなか、要望はしているが、もっともっと強く、「あの池田町長は来るたびに

同じことを言っている」というぐらい、嫌がられるぐらい「要望」すべきだと思います。

その前段階として私は、この独自の支援策を構築してやってはどうかと言うことを申し上げているのですが。なかなか難しい問題だということは認識しておりますので、これから“しつこい”ぐらいに、「隠岐の島町の町長は帰れ」と言われるぐらいの気持ちでやるか、やらないか、要望するか、しないか、お答えください。

○番外（町長 池田 高世偉）

実現に向けて、今後、積極的にやっていくのか、やっていくべきではというご提言だと思っております。

住民の皆様に還元できることをするのが「行政」だと思っております。引き続き、離島の問題ですので他町村との連携も図りながら、町として出来得る限りのことを国へ、また島根県、そして町村、わが町でできることがあればもう少し頑張っていきたいと思っております。

○15番（池田 信博）

終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、池田 信博議員の質問を終わります。

次に、1番：大江 寿 議員

○1番（大江 寿）

昨日の記者会見で「GoTo トラベル」、28日から一時停止ということで、この質問をやめようと思っておりましたが、この後を考えて質問します。

本町の「GoTo トラベル」に対する方針は、ということで、ここが離島であることから医療体制が不十分な中で、「GoTo トラベル」を受けて徐々にではありますが旅行客も増えてきております。この「キャンペーン」のあるうちに頑張ろうという気持ちと、コロナ感染との不安の中で各地では第3波として感染が広がってきております。その中で昨日、12月28日から1月11日までの停止が発表されたところであります。

隠岐も10月に入ってから「地域共通クーポン」の発行もあり、いろいろなエリアからの観光客が増えてきておりました。復活の兆しが見えてきた反面、感染拡大の不安は消えないのが現状であります。そして、交通の便が少ないことから限られた時間による観光などから、宿泊施設では思うように三密回避が取れていない状況にあります。例えば、30人宿泊していて、朝のフェリーに30人乗らなくてはいけない場合には、朝ご飯の時に完全に三密が取れない状況です。

その中で「GoTo トラベル」による旅行者の中から感染者が出た場合、その施設はジ・エンドです。その中で働く従業員達も感染の不安を抱えながらの、GoTo の旅行者への対応をしている状況でございます。

先日、11月13日付けの「毎日新聞」の記事ですが、北海道にある利尻島にある飲食店からクラスターが発生したという報道がありました。島民からは「島にウイルスを持ち込むな」とGoToを批判されました。患者の搬送などは隠岐と同じ対策をとっていますが、今日のような海の時化などで搬送に支障が出るのではないかと不安もあるようです。

これを踏まえて、本町として、この一定期間という「GoTo トラベル」に対してどのような方針をもつのか。毎日のように国の方針が変わったり、この「GoTo トラベル」に対しては抜け道も非常に多い政策です。

わが町が離島としての方針、柱を決めてもらえば、このコロナ禍の時代、観光活動でも施設の経営者、従業員も信念を持って取り組めると思いますが、回答をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、大江議員の「本町のGoTo トラベルに対する方針」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、「GoTo トラベル」の好影響を受け、この秋口までは、前年度を上回る営業実績になった事業者もおられたように伺っております。しかしながら、現在のような都市部を中心とした感染拡大により、対象地域から除外されたりするなど、日々刻々と制度が動いており、また昨日には「停止をする」と言ったような再び先行きが不透明な状況となってきましたので、「GoTo トラベル」には期待はしておりますが、常に注視しておかなければならないと考えております。幸いに本町では感染者は未だ確認されておりませんが、なお一層の感染予防対策を業種ごとに定めました「ガイドライン」に沿って徹底し、経済活動にできるだけ影響が出ないように、新型コロナウイルス対策連絡協議会などとも連携し、リアルタイムな町内情勢の把握に努め、状況を見極めながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今後の状況によって、国から「緊急事態宣言」が発令されるなど、移動に制限がかかった場合には、本町におきましてもそのような対応が必要と考えております。万が一、旅行者から感染が確認された場合には、町内発症の有無や、旅行者の行動範囲等、情報の収集に努め、島根県と連携し方針を決定していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○1番（ 大 江 寿 ）

ありがとうございます。

方針を考えるうえで、県と連携ということで、頭に入れていてほしいことは、我々が離島であるということ、「隠岐は隠岐の」「離島は離島の」やり方があるということ、しっかりと分かったうえで連携していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、大江 寿議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10 時 35 分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 18 分 ）

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10 時 35 分 ）

引続き、一般質問を行います。

次に、16 番：福田 晃 議員

○16番（ 福 田 晃 ）

私の今日の一般質問は、財源を伴わない質問でありますから、忌憚のない答弁をお願いします。

「隠岐の牛突き」を国指定の重要無形民俗文化財指定への調査・活動状況について、伺いしたいと思います。

隠岐の島町の牛突きは、飼育者の高齢化と後継者不足などの問題で衰退傾向にあり、ことのほか深刻な状態であったが、町による「突牛・子牛導入費助成」や共同牛舎建築等により最近では若者の保存会入会者や飼育者が増加傾向にあり、各地区での地取り等には子ども連れの若い人が増えてきたり、若い人がまだ牛に慣れていなかったら先輩がケガをしないように教えて、若い人が素直に「はい」と聞いていたり、この前の地取りには最近町の職員となった子が、牛突きの綱取りのデビュー戦で皆さんの応援を受けながら一生懸命やっていました。本当に喜ばしい状況になっております。このことを踏まえて、町長に国への「重要無形民俗文化財指定」への進捗状況について伺います。

昭和 53 年 5 月新潟県長岡市山古志（旧山古志村）の「牛の角突きの習俗」が国の重要無形民俗文化財に指定され、同年 12 月、隠岐の牛突き習俗が「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として国から選択されたが、調査等をあまりしなくて放置され進展もなかつ

た。平成 16 年「しまね文化ファンド助成事業」を取り入れ、発刊された「隠岐島の牛突き」が契機となり平成 17 年壇鏡神社八朔祭の牛突き習俗が島根県の「無形民俗文化財」となり、町として念願の国指定を目指し、平成 25 年だったと思いますが「隠岐の牛突き習俗調査委員会」を設置、平成 27 年から平成 29 年度の 3 か年の事業とし調査・検討を重ね、3 地区で異なる価値付けの現状を改め「隠岐の牛突き習俗」として一括指定を目指し、平成 30 年には委員会の皆さんの努力が実り「県指定」に認定され、次は最終目標である「国指定」へ向けての早急な対応が必要と思うが、その後一向に要望活動が見えてこないのが現状です。町長はこの現状をどう捉えているのか伺います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

福田議員は町長にご質問されていますが、文化財の調査、進展については教育委員会が所管をしておりますので、今までの経過、現状について、私の方からお答えをさせていただきます。

ただ今の、福田議員の分割質問一点目、「隠岐の牛突き」についてのご質問にお答えします。

「隠岐の牛突きの習俗」につきましては、議員ご指摘のとおり、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選ばれていたことから、平成 27 年度から、文化庁、島根県の指導のもと「隠岐の牛突き習俗調査事業」を実施し、資料の収集や聞き取り調査などの民俗調査を行い、平成 30 年 3 月「隠岐の牛突き習俗調査報告書」としてまとめ、文化庁へ提出しております。

国指定の無形民俗文化財につきましては、申請方式ではなく、この報告書の提出をもちまして「国指定」の判断を待つものであります。

本町といたしましては、これ以上の要望活動は行うことはできませんが、「隠岐の牛突き」を衰退させることなく保存継承していけるよう、活動支援、周知に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

あまりにも“熱”のない答弁ですので、再質問をしたいと思います。

今の答弁では、国指定を目指す“熱意”が全然感じられない。この要望活動は、もうこれ以上できないという、これは誰がこういう結論を出して、国からいつ、いくら要望活動に來ても、これ以上はこっちで判断するから來なくてもいいというような、そういう国からの連絡があったのでしょうか。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

この手続き上については、国と確認をしておりますし、島根県と共に目指す方向としては「国指定」の文化財に間違いはないですが、これ以上、何か町として事務的な手続き上することがあるかという確認はしておりますが、これ以上、あとは国の判断を仰ぐしかないと県からは言われております。以上でございます。

○16番（ 福 田 晃 ）

国の判断を待つと。これは何年ぐらいで判断をすると考えていますか。

これからは、町長の考え方というか姿勢を伺いたい。先ほど、池田議員も言われたように要望活動とかいうのは何回もするべきだと思いますよ。

一回行きて、次は来なくてもいいとか、そのうち判断して返答するではなくて、上京し要望活動に出掛けた時等には駄目もとで、何回でも行ってお願いするのが誠意だと思います。

19年頃に八朔大会が「県指定」になった時に、鳥取大学の教授をされていた先生が都万出身ということから「文書」とか「書類」をいただきました。人によっては「国指定」になっても何も大した効果はないよと言うような人もいるが全然違うし、助成とかそういうものにも違って来るから、頑張って「国指定」を目指すべきだというようなご意見もいただいております。

やはり、町も段々お金が無くなってきたら、こういう事を利用しながら少しでも、町の一般財源の支出を減らすような検討をすべきだと思いますよ。何年か前までは、牛突きにも都万の八朔大会にも「馬事振興協会」の方から20万円ぐらい、5年ぐらい出ていたこともあります。御霊会風流の馬入れ神事と一緒に、「国指定」を目指すというのは名誉だけでなく財政面でも大変良くなると思いますので、熱意のほどを町長、お願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

熱意、積極的な要望活動をとということでございますが、熱意という点に関しましては、議員も同じことであり目指すは「国指定」、それは教育長も一緒ですので、ご理解をお願いいたします。

今後の活動についてでございますが、一つには無形文化財の国指定につきましては積極的な要望活動といえますか、行き過ぎた要望活動というものが出来ないというジレンマがございまして、逆にその要望活動が悪い印象を与えるというようなことも心配されるということも指摘されております。その中であってバランスも含めて、今後も県を通じて、また国会議員の先生方を通じて情報収集に努めながら、いろんなことで要望活動も含めて、今後、積極的に「国指定」になるよう努力してまいる所存でございますので、同じ思いだということで

ご理解をいただきたいと思います。

○16番（ 福 田 晃 ）

最大限の努力をしてください。

二点目の「県設置の看板について」です。

町内各地の観光拠点に県が設置した「地図看板」について、皆さんご存知だと思いますが、県が町内各地の観光拠点等に設置した「地図入り看板」が、「近づくな、近々撤去する」と書かれて貼ってあります。私もビックリしました。

ジオパークに認定されてから観光バス利用の団体客だけでなく、レンタカーによる少数の観光客も多く見られ、その人達にとっては利便もよく「道案内」として大いに役立っている。

町長は、県からどのような経緯でこれを撤去という報告を受けているのか。また撤去でなく必要だから設置したわけですから、改修を県に対し強く申請すべきと思うが、町長の考えを伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、福田議員の分割質問二点目、「県設置看板」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、この看板は島根県が平成5年度に設置した「観光案内板」でございまして、本町内に全部で10か所設置されております。今年に入りましてから、県内に設置してあります同型看板が経年劣化により、相次いで倒壊する事案が発生したため、島根県におきまして全県一斉に撤去することになったと伺っております。県といたしまして、撤去した後に新設する計画は現段階ではないとのことであります。

現在、本町内には複数の設置者がそれぞれ整備した類似看板が、時代の古い物も含め多数あります。看板が乱立している状況は決して良いとは思いませんので、どの場所にどのような看板が必要なのか調査し整理した上で、デザインや表示の統一感も含め、関係部署と連携し役割分担を明確にしながら順次計画的に看板整備を行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

町長の答弁は分かりました。

一点目の、この看板は島根県が平成5年度に設置をしたと。これはどこか本土の方からじゃないですか……。都万港に設置してある看板は下を見たら「隠岐の島町都万港」になっております。合併したのは平成16年10月ですよ。また調べてもらえば分かりますが、この答弁はちょっとおかしいような。

県としても最初設置する時には、町にこういう物を10か所設置したい、どこがいいとかかという相談があったと思いますが、そういうことも無かったですか、それとも何の連絡を無しに「撤去」するとかいって書いてきたのですか。そのところをお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の質問、設置する時に相談等があったか、また撤去の時はどうだったかという事です。平成5年度の指摘について、まず調査をしなければなりません。5年度に設置したということには間違いはありませんが、合併後に下の部分だけ直したのではないかと、これは推測ですのできちんと調べてみます。そのうえで作成、製作する時に町にそういった相談は無かったように思いますが、これも我々、申し訳ないですが把握しておりません。ただ、撤去の時には一切、県の方から「撤去します。」「今後どうします。」というような協議、相談はございませんでした。

○16番（福田 晃）

町長も県には何でもお願いすることばかりで、言い難いかも知れませんが、県が何のために設置したとか考えてもらったり・・・ね。

私も10か所全部見てないですけど、都万とか玉若酢命神社（総社）、国分寺の所とか皆さんきれいにされております。都万の地区でも、あの所はウルトラマラソンの前に「美化運動」で、ボランティアで草取りをしたり、また7月末の「道路愛護」の時にも県の物だと言いつつも、住民はきれいに片づけております。それを何も言わなくて、「これは撤去します。」と紙を貼りだして、いかななものかと思えます。

関係部署と連携しながら順次計画的に看板整備を行うと、お金があり余っているならいいですが無いのに、この10か所ぐらいは県に必要なから修繕してやってくれと。どこが倒れたか知りませんが、自動車の部品とかいう欠陥なら全部取らなければいけないかも知れませんが、この倒れた所がどうかというのは、隠岐の島町内でそういうのがあったところですか、それともそうではなくて、本土の方の設置看板が倒れたところですか。そのところは分かりますか。

○番外（町長 池田 高世偉）

この10か所程度については、県に設置をするよう要望すべきではないかというご質問というか、ご意見も含めてのご質問だと思いますが、私としても、今議員がおっしゃったように地区で積極的に管理をしてきたものについて、地区または町に何も言わず勝手にという表現は悪いかも知れませんが、「危険」という表示をしたり、「近寄るな」という一方的なアナウ

ンスはいかななものかとは思っております。地区の方々に対して大変申し訳ないと思っております。

そのうえで、10か所について整備を県に要望ということでございます、県と協議もなされておりますが、県の方ははっきり「今後も補修、新設は難しい」と言っておりますので、その中で県として「外国人観光客誘致事業等の補助金はきちんとあります」という回答でございますので、先ほど申し上げましたように、町が責任をもって統一したデザイン看板で整備していきたいと思っております。おっしゃるように、潤沢な財政ではございませんが、きちんと整備をしていきたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○16番（ 福 田 晃 ）

終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、福田 晃議員の一般質問を終わります。

次に、12番：高宮 陽一 議員

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

それでは、一般質問を行いたいと思います。

今、定例会の「所信表明」では、政治の方向がブレない10年、20年先を見越して“まちづくり”を進めなくてはならない。次世代へ繋げるための大胆な施策を展開していくと。このように決意が述べられました。地方自治の本旨に則って、思い切った施策、政治判断をされるように期待をするものであります。

通告をしております「新型コロナウイルス感染症対策について」、質問したいと思いますが、先ほど来、同僚議員も質問をしております。町長の所信表明では「まず、優先して実施しなければならないのが、新型コロナウイルス感染症への対応である。」という事で、先般も町民の皆さんに行政無線を通じて理解と協力を求めてまいりました。

全国的に感染が拡大してきている中、まずは町民の皆さんの安全・安心の暮らしをも守ることは最優先すべきであり、私も同感であります。

本町でも、いち早く水際対策や民間事業者の事業継続・緊急雇用対策等に取り組み、一定の歯止めをかけることができたと思っています。「本当に助かった。」という声も多く聞いております。

私たち議会も、「新型コロナウイルス対策委員会」を設置をして、副議長を中心に本町のコロナ対策本部の情報や、商工会・観光協会が主体となった「新型コロナウイルス対策連絡協

議会」にも参加し、民間事業者等の意見を参考にするなど情報を共有し、町のそれぞれの対策について理解してきたところであります。

一方、国においては低迷する地域経済等を支援するために、新型コロナウイルス感染の拡大が進行する中で、「GoTo キャンペーン」と称してさまざまな取り組みが始められました。確かに人々の往来を促進し、地域経済に影響を及ぼしたかも知れませんが、一方では感染が拡大した要因とも言われており、感染が拡大する中での「GoTo キャンペーン」はどうか、疑問を感じているのは私だけではないと思います。

先ほどもありましたように、来月 11 日まで停止になったわけですが、本町では今日まで、コロナ感染者の発症もなく幸いではありますが、聞くところによりますと、観光客も増えて人々の往来は少しずつ回復しているとのことでもあります、しかし、全国的に感染が拡大している状況下において、最近では「連絡協議会」の開催状況であるとか、そういったものが見えてこない気がしているところであります。

町長は、引き続き、関係機関・関係団体の皆様と、町の経済の動向や状況分析を行いながら、先手・先手の施策を展開すると言ってはおりますが、「連絡協議会」の開催を待っていたり、関係者からの「要望」等があってからでは遅いと思います。

まずは、職員が足で関係事業所・関係施設を訪問する等、情報収集をして対応すべきと思いますが、現在、町内における経済の動向をどう認識しているか、まず伺いたい。

そして今後、更に何らかの対策を追加する考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、高宮議員の分割質問一点目、「新型コロナウイルス感染症対策」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「町内の現状をどのように把握しているか」についてでございますが、まず「新型コロナウイルス対策連絡協議会」につきましては、5 月からほぼ毎月 1 回の頻度で開催されており、所管課の職員が毎回出席し、現状の情報共有と今後の対応などについて確認しております。池田信博議員への答弁と重なりますが、町独自に町内の事業者を対象に現状の確認作業を行っております。特に宿泊関連事業者に対しましては、ヒアリングも実施し、11 月末までのところで、すべての事業者からの聞き取りが完了いたしました。できるだけリアルタイムな町内情勢の把握と分析に努めているところでございます。

この秋口のところまでは「GoTo トラベル」での追い風もあり、本町におきましては、回復基調に向かいつつありましたが、現在の都市部での感染拡大状況から、再び先行きが不透明

な状況となってきました。一方で、隠岐観光協会が実施しています「おき得乗船券」の売れ行きは好調でございます。利用者の約7割は山陰両県の方が占めておりまして、比較的近場のお客様に来島していただいている状況となっております。町内では「プレミアム付き商品券」などの消費喚起対策も実施しておりますので、観光客の動向にも配慮しながら、町内消費の活性化と併せて経済停滞をさせないように注視してまいりたいと考えております。

次に二点目の、「何らかの追加対策等を考えているか」についてであります。現時点におきまして経済対策としての追加施策の計画はございません。日々動いております新型コロナウイルス感染拡大によるところの本町への影響が、今後さらに顕著に確認されるような状況となった場合には、その時点での状況に即した対策を的確に講じていかなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

〇12番（高宮陽一）

二点ほど確認をしたいと思います。

町内の事業者を確認作業を行っている、宿泊業者に関してはヒアリング、どのような方法で確認を行ったのか。例えば役場の方に呼んでとか、電話とかで確認しているのか、また職員が出掛けて対応しているのか、そこら辺りを伺いたいと思います。

もう一点は、経済対策として追加対策の計画はございませんという事ですが、この春に行なった「支援」は、ある一定時期を捉えて、これに対して20%ぐらいでしたかね、そういったことで70万円の交付という形でやったわけですが、それ以降もそういった経済の状況は事業者の方は続いているわけです。そうした時に、先ほど何かあれば対応しますと言うことですが、やはりこれは、当初予算にしっかり盛り込んでおいて、直ぐ対応するという姿勢が必要ではないかという風に思います。要望があってからでは遅い。町長が言っている、スピード感があるということにもなります。

そういったかたちで、ある程度、全体も想像しながら予算を組んでおく、何かあったら直ぐ対応できますよと準備しておく、関係者の方も「もし、いよいよギリギリになったら、町が何とかしてくれる。」ということで、普段の活動に頑張れるのではないかと。いつも不安な気持ちで「要望書」が出てから、町が対応するということでは、行政の、地方自治の意味合いといいますか、それは私は無いと考えますが、以上、二点について町長の考え方を伺いたいと思います。

〇番外（町長 池田高世偉）

再質問の一点目が確認の方法、二点目が今後の対策についてのご質問でございますが、一

点目の確認方法についてでございますが、全事業者に「調査票」を提出してもらい、内容を聞き取り、役場に来ていただいて職員が2名体制で直接、聞き取りを行ってご意見をいただいております。

二点目の対策方法について、先ほど私は「今の時点、今年度はそういった計画施策としてはおりません。」とお答えをいたしました。その都度、その都度、早急に対応したい、それが補正でもありますし。池田信博議員の質問の時にもお答えしましたように、今、あまり対策がされていない、非常に痛んでおられるという部分で一例を挙げた交通関係事業者に対しては、新年度当初予算から、そういった予算を組んでいきたいという風に考えておりますので、また議員の皆さんのご理解をいただきながら補正等の対応を、新型コロナでございますので、ご理解いただいて進めてまいりたいと思っておりますので、お願いを申し上げたいと思います。

〇12番（ 高 宮 陽 一 ）

それ以上の答弁は難しいと思いますが、私は今回のコロナ、あと引き続いてマスク着用とか消毒とかいうことが、インフルエンザが今、流行していないということに多分、これが影響しているのではないかなと。そうすれば、これからは「インフルエンザ」が消滅をして、「コロナウイルス感染症」と対応していかなければならない、まだまだワクチンの開発も先になるようですので、そういうことになると思います。

そういったことを思うと、本当にまた「新たな生活様式」ということですが、町長の言っておられる、普段からのしっかりした対応をやればなんとか見込みが立っていくのではないかと期待をしているところでございますので、引き続いて、町内の事業所等に顔を出して状況を、顔を見ながら話しをしてくださいよ。そうすれば、また事業者の方も「町はそこまで思ってくれるのか。」と安心するかも知れません。そういったことで、是非お願いをしたいと思っております。

続いて、二点目の「子育て支援」について伺いたいと思います。

まず、第一点目は、保護者の負担軽減を図るため、小学校・中学校入学時の「入学支度金制度」の創設についてであります。

町長は、この町を次世代につなげるために、引き続き「3つのよかったが響くまち」の実現に取り組むとしています。1点目の「生まれてよかった」、2点目の「住んでよかった」は、町民の皆さんがこの町で住み続けるための施策で、3点目の「訪れてよかった」は、観光客やUIターン者向けの施策だと私は理解しております。3点目の「訪れてよかった」の実現の

ためには、空き家対策や観光資源の整備等も必要だとは思いますが、まずは、町民の皆様が本当にこの島を愛し、健康であんきに暮らすことができることが最も大切であると思います。

そのような町民の生活こそが、「訪れてよかった」に繋がると私は思っています。

生まれてくるのは年間 100 人程度、亡くなる方は年間 250 人から 300 人、就職・進学等で本土に出掛ける人を含めると毎年 200 人から 300 人の人口が減少していく、これが現実であります。

この島に生まれ、義務教育が終了すると地元就職もままならず、就職や進学のため本土に行くことも現実であります。必然的に本町は過疎・高齢化が進んでいきます。町民所得もそんなに高くはありません。教育にかかる経済的負担は家計に重くのしかかっていると思います。

子育て支援として、公園の整備や保育料・給食費の減額・乳幼児医療費の無料化などの支援にも取り組んでいるところではありますが、公園を利用するか、利用しないかは個々の価値観であります。しかし、教育にかかる経済的負担は避けては通れません。

本町の将来を担う子どもたち、そして保護者の方々が、隠岐の島町は本当に住みやすい町だと思えるような、そして、少々不便なところはあるけども安気に暮らすことができると思えるような思い切った施策を早急に確立すべきと思っております。

今回の質問は、松田町長・池田副町長時代の平成 26 年、池田町長の平成 30 年 12 月議会、そして今回 3 回目の質問ですが、当時の質問と答弁内容を思い出していただきたいと思いますが、当時は、消費税が引き上げられる状況もございます。質問の内容は、小学校入学時には、机・ランドセル・制服・体操着等が必要となり、特に、制服・体操着等は成長していく過程においても経済的負担となる。また、中学入学になると、新たな制服・体操着等は勿論のこと、スクールバスが利用できない地域からは、通学のための自転車は必需品であります。本町の子育て支援策は国や県の制度ばかりで、独自の支援策はほとんど見当たらない。保護者の経済的負担の軽減を図るべきという質問をしたわけです。

平成 26 年の松田町長答弁では、「学校入学時の支援は、低所得世帯や母子世帯には就学援助金を支給し、学校用備品・医療費・給食費・修学旅行費等の負担軽減に努めている。ご提案の制度も含め新年度中に協議したい。」というもので、これは国や県の制度を説明したに過ぎない答弁でした。

また、平成 31 年の池田町長の答弁は、「本町では、結婚・出産・乳幼児から高校卒業まで総合的な子育て支援を行っているが、現状の子育て支援が十分とは考えていない。新年度の

予算編成で、より多くの子育て世帯の方々に『住んでよかった』と感じていただけるような新たな支援策を盛り込むよう関係部署に指示しているので、ご提案の提言は1つの施策として参考としたい。」との答弁でした。

しかし、その後「乳幼児医療費の無料化」、「学校給食費の減額」がございましたが、給食費の減額は、他町村より高かったということがありまして、大体その当時、合わせたというのが現状でございます。

本当に過疎・高齢化に困っている町村では、とくに乳幼児医療費の無料化、学校給食費の無料化に取り組んでいるところであります。

先ほども申し上げましたが、生まれてくるのはわずか100人程度です。小・中学校ひっくるめると約200人の、そういった制度であります。この制度について、創設する考えはないか、^{みたび}三度伺いたいと思います。

次に、二点目の保育所現場における人材確保についてであります。

今さら、医療・介護・福祉職場における人材確保は大きな課題であることは申し上げるまでもありません。町長も「所信表明」において、医療・介護・福祉のスタッフ不足を指摘しているとおりであります。

医療現場では夜間勤務などが大変だ、介護現場では労働強化と安い賃金、保育現場では職員の配置基準と児童数の関係等による、資格を持っていたとしても人材確保が非常に困難であるところのように聞いているところであります。

特に、保育現場においては幼児を抱っこしたり、おんぶしたりと過酷な職場であり、整骨院や整体等でリハビリを行いながら勤務していた保育士や、一度、退職すると二度と保育現場には戻りたくないという保育士もたくさん見てきました。

「所信表明」でも町長が言っているように、子育てに関する相談窓口の開設や、子育て環境における保護者の交流の場、さらに、子どもたちを気兼ねなく安心して預けられる場所の提供など、その環境整備が強く求められているとして、学童保育を主体とした「子育てビジター交流センター」を整備するため議論を始めたいとしております、これには保育所職場での人材確保に苦慮している現状からみると、本当に人材確保等は大丈夫なのか、心配しているところでもあります。

これから議論を始めるとのことです。この際、人材確保のための提案をしていきたいという風に思います。

現在も、人材を確保するため「人材バンク」のような形で就業希望の方の登録などを願

いしているとは思いますが、登録していても、いつ仕事に就けるのか不安定な状況では確保もままならないと思います。

そこで、「子育てビジター交流センター」で、あらかじめ余裕を持った人材を確保し、保育現場で休暇等により欠員が発生した時には、交流センターからいつでも職員が配置できるような体制、登録も含めた体制を構築してはどうかと思えるわけです。

そのような体制ができれば、各保育所において休暇等も含めた勤務表を作成した上で交流センターと連携し、交流センターから必要な職員を派遣できるようになれば、各保育所で人材確保に苦慮することはなくなるだろうと思いますが、町長の子育て支援の本気度を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の分割質問二点目、「子育て支援」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「小学校・中学校入学時の入学支援金制度の創設」についてのご質問であります。議員仰せのとおり同様のご質問を過去2回、お受けしたところでございます。

私は町長就任当時から「よかったが響くまち 隠岐の島」の実現のためには、若者を増やしていくことを最優先課題とし、特に子育て世代の方々に対しまして、安心して子どもを産み、育てられる環境を整備していくことが重要だと考えており、その方針につきましては変わっておりません。

現在本町におきましては、結婚・出産、そして乳児期から高校卒業まで、総合的な子育て支援を行っており、県内市町村と比較しても低い水準だとは考えておりません。

また、ご指摘のありました学校給食費につきましても、昨年の消費税改定等の影響を受け、給食費の値上げを実施する市町村がある中において、本町では保護者負担の軽減を図るため、本年度より給食の値下げを実施したところでございます。それに加えて、現状の給食の質を維持し、県内でもレベルの高い健全な食育を推進しているところでございます。

議員ご提案の「入学支援金制度」につきましては、趣旨は十分理解しておりますが、これまでのように、現状の経済的支援が必要なご家庭への「就学援助制度」等の中で支援させていただきたいと考えております。また、今後の幅広い子育て支援策につきましては、社会情勢の変化を的確に捉え、課題解決が図られるよう適切な施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、二点目の「保育所現場における人材確保」についてであります。議員仰せのとおり、近年、保育施設をはじめ福祉職場の人材不足が顕著となっております。さらに今年に入

り、新型コロナウイルス感染症への対策を行いながらサービスを継続する中で、従事する職員の体力的、精神的負担が大きく、労働環境に配慮が必要な状況であることも指摘されております。

保育施設の職員につきましては、私立保育所、公立保育所共に、年度当初の児童数を基に職員の定員を確保し運営を行っておりますが、年度途中入所への対応や保育士の休業などにより、追加で人材を確保する際に苦慮することが多く、安定的な人材確保が課題となっております。

この傾向は本町に限ったことでなく、島根県におきましては、本年度より「島根県保育人材確保支援事業」として、人材派遣会社からの保育士派遣に係る派遣管理費に対して県と市町村で2分の1ずつ負担する制度を創設したところであります。

本町におきましては、独自の施策といたしまして、昨年度より「福祉施設職員就労支援助成金事業」を創設するなどして、人材確保に努めているところでございますが、今後、県制度の活用も含め、さらに安定的に人材が確保できる体制を検討しますとともに、保育従事者が長期的に定着できますよう、働きやすい労働環境の醸成にも取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご提案の、町が設置する予定の「子育てビジター交流センター」から保育施設への職員派遣につきましては、あらかじめ余裕を持った人員を配置することなど財源の課題もあり、困難であると考えますが、「保育士の登録制度」につきましては、有効な手法であり、参考とさせていただきたいと考えているところであります。

保育人材の確保と働きやすい労働環境の醸成につきましては、これまで以上に力点を置いて取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

〇12番（高宮陽一）

何点か再質問いたします。

町長、この4年間で町長の気持ちがどう変わったか分かりませんが、先ほど「県内市町村と比較しても低い数字とは考えておりません。」と。先ほど私が申し上げましたように、前回の時には、「現状の子育て支援策が十分と考えてない。」という認識でした。そのこのところを抜けて、どのように大きく変わったのか、まず一点お聞かせ願いたいと思います。

給食費の値上げの関係ですが、子育て支援をすると言いながら、「他の学校で値上げの傾向があるからそれに併せることなく考えた。」、というような答弁ではおかしい。本来なら原材料に対してどれだけ負担をしてもらうかというのが給食費であるわけですから。それを子育て

て支援のために、学校給食も教育の一環ですから、これをどう捉えるという町の考え方が重要なわけでありまして、そこら辺りの部分の考え方を聞きたいと思います。

県の「人材確保支援事業」ということで、派遣会社云々と言うことがございました、私も「子育てビジター交流センター」で確保して派遣したらどうかという考え方ですが、そのところをどっか一つ抜けて、「これだけは隠岐の島町は、どこの町村にも負けん」という、そのぐらいの意気込みを持って、町長は取り組んで行くのではないかなという風に思いました。

町長も知っているのかなと思いますが、1 期目には町長こうおっしゃいました「国や県に頼ることなく、力強く行政を進めるのが本町の責任であります。」と。

今回2 期目には、「国や島根県、近隣の自治体、関係機関、関係団体、町内の事業所の皆さんと十分に連携を図ります。」とこういうことです。ちょっとトーンダウンしてるのではないかと、町長。

「やるなら、どこか抜けて」、前回の時にも言いましたが、「子育てするなら 隠岐の島」というぐらいの“オンリーワン”を目指す。特に町長が言っているのは「3 つのよかったが響く」と。その一つ、二つを、特にここに住む地方自治の「本質」ですよ。

まずは、ここに「住むひと」のために色々やるということが大事という風に思います。

それから財源のことがいわれておりますが、「寺の前の公園整備」は約2 億円掛かりましたね、私は例えば、仮に今回、支援金ということで1 人5 万円としますか、そうすると200 人ですから1 千万円です。公園整備に2 億円、もし1 千万円を払うということになれば20 年です。それだけ思い切った仕事をやったわけですから、これぐらいの金額はなんぼでもない。

そして、色々いっているように、隠岐島油槽所の問題、ホテル、お食事処、温泉、福祉施設、これらは当然、行政がすべき仕事じゃないです。ただ、離島だから、どうしてもここで解決しなくてはならない、そういったことで色々、行政がホテルを建てたり、こういったこともやってきた。これがある意味では、合併の「負の資産」と私はこのように思っております。できるだけ行政がやることと、民間がやることとをきちんと区別をしてやること、それが町長の思い切った「政治判断」とこのように思っております。

そのところをもう少し、財源は考えようによってはいくらでも出来ます。例えば、旧西郷町時代、今の上皇様が皇太子の時に宿泊した「島の湯荘」これも冷泉が出ておりました、これを廃止、売却しました。そして「西郷寮」も廃止しました。そういった形で、民間で、あるいは民宿が色々拡大をしていく中で、行政の方は「島の湯荘」等、思い切って廃止をしたわけです。どこかで、そういった「行財政改革」をきちんとやっていかなければ、そうい

った財政問題は解決できない。確かに、近年は大型事業いろいろ抱えてまいりました。まだ、これからたくさんお金も掛かってまいります。財政は厳しいですが、やっぱりそれはどこかで生んでいかないとどうしようもない。これが、やっぱり地方自治だと思います。

そこら辺りのことについて、もう少し町長の考えを聞きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

四点、質問がございました。考え方ではなく、どのように変わってきたのかと。当初は「町はまだまだ総合的に低い」という答弁であったが、今回は「少しは良くなって、県の中では良いのでは」という、この考えについて少しどうかというご質問だったと思いますが、就任以来、先ほど申し上げましたように「子育て」というのはもっと積極的にやっていかなければいけないというのは変わっていません。その中で、少しずつ考えが変わるのではなくして、町の水準も少しずつ自分なりにやってきてるという風には思っております。自分の中でまだまだだとも思っております。100点ではないと思っておりますので、その中で「保育料の一部負担」もやめたり「給食費」を・・・当り前のことだと言われればそうですが、消費税が上がる中で、優れた食育、質を落とさずに負担を下げたということも、子育て世帯にとっては、少しは良くなっているのではないかなとは思っております。

まだまだ、議員ご指摘のとおり、やらなくてはいけない面はあるということは事実ですので、もう少し取り組んでいかなければならないと思っております。

二点目も「給食費」の問題でしたので、一点目の中でお答えをさせていただいたということとでお願いをいたします。

三点目のこの町だから、町独自で「こうだ。」という部分、欲しいですね。そこは十分理解しております。ただ、どのような形で・・・町独自のものもたくさんありますけども、本当に今の部分で「子育ては隠岐の島」と言うまでには至ってないということは十分承知しています。そこに向かって、引き続き頑張っていきたいと思っております。

その中で、3回目のご質問であった「就学支援金」の問題、この問題については自分なりに、先ほども回答させていただきましたが、趣旨は理解していますと言うことは、もっと踏み込んでいくと「悩んでいる」という部分が正直です。というのは、全てを無料にすることが「公平」なんだろうかと、いろんな世帯、家庭があるなかで、給食費もそうですが、無くせばいいじゃないかというご意見もございますけども、本当にそれが町民の皆さんにとって「公平」なのかという部分に、私は正直言いますとその点に、その先をどうするかということで悩

んでいるという部分で、一生懸命考えてますが、そういった今の「支援金制度」も就学する時に、確かにランドセル、昔1万円だったものが今は5万、7万円もする時代になったというようなことや、制服もそうだなという点は考えないでもないですが、まだまだ少し自分の中で整理していく中で、皆さんのご意見を聞きながら、この件はやっていきたいと思いますので、3度の質問で議員の思い、熱意は十分理解しておりますけれども、「やります」という結論にまだ至っていないということをご理解いただきたいと思います。もう少し言えば、やり方もあるのではないかと、全てをみるのではなくて、何かの品物でいいじゃないかという課長の中でもそういった声もありますし、まだまだ少し整理をしたいと思っています。

先ほど言われた、子育てと財源、2億円の公園と1千万円の支援制度。この子育てについて、財源が厳しいからという部分で立ち止まっているという考えはしてはおりません。自分の2期目については、まずもって、コロナ、災害復旧という中で、3つの柱の中でも特に、この子育てをやらない限り、町の一番の大きな課題である「人口減少」に対応できないという風に考えてますので、まだまだ「子育て支援」については執行する側として、みんなと意見交換しながらやっていきたいと思っております。

財源について議員の考え、民間にやらせるべきものは民間、行革という部分は十分理解しておりますが、財源がどうだから「子育て」ができないという風には考えていないことだけは、ご理解をいただきたいと思います。

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

これ以上は申し上げませんが、私が期待するのは、今回は2期目ですので思い切った「政治判断」が必要ではないかと思います。

先ほども申し上げましたが、どうも若干トーンダウンしていると・・・私も先輩として見てきたつもりです。「やる時にはやる男だ」と、私は信じておりますので、そういうことでしっかりと政治判断をして、町民のために頑張っていただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、高宮 陽一議員の一般質問を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は、13時30分といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時53分 ）

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 13時30分)

引き続き、一般質問を続けます。

次に、11番：石田 茂春 議員

○11番（ 石 田 茂 春 ）

まず、「選挙公約に対する姿勢」について伺います。

御承知のとおり、10月18日は「町長選挙」が行われました。見事、池田高世偉氏が優秀な美を飾ることができました。おめでとうございます。

町長は選挙に当たって各地域を回り自分の思いを訴え、また町民からさまざまなご意見をいただいたと思います。そのご意見を今後どう生かすかであります。また4年前と違って今回は空き家も多く、そして各地域とも活気がないと感じたことと思います。

ご自身の公約でありますので、良く覚えていると思います。復習の意味であえて申し上げます。公約は、「隠岐の島が好きだから」、そして「3つのよかったが響くまちづくり」に取り組みます。その3つが、1つ「生まれてよかった」、午前中同僚議員が質問をした「子育てデジタル交流センター」の整備、2つ目「住んでよかった」、医療体制の整備、バス路線の交通体制の見直し、第1次産業の再生、公共事業の実施、これの確保に努め経済の活性化、そして3つめ「訪れてよかった」、港周辺の整備、活性化の実現、最後、ここが一番肝心なところ。強いリーダーとなりさらに飛躍し情熱を持って町民と一緒に“まちづくり”を進めます、と謳って締めくくっています。

「選挙公約」は勝つための手段であります。当選後は全力を尽くして、公約を実行すると有権者と契約を結んだものであり、単なる「スローガン」ではありません。

有権者は町長がどんな手法で、この公約を実行するか見守っていくと思います。

選挙公約とはいえ、すべて良いことづくしであろうはずはありません。実施困難で空文に等しいものもあると思います。しかし、政治家である以上、公約の重みを噛みしめて、向こう4年間住民のために予算化し、着実に実行し住民との契約行為を果たすことは当然であります。「年次計画」等を立てていけば伺いたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、石田議員の分割質問一点目、「選挙公約に対する姿勢」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、私は、先般の町長選挙において、「3つのよかったが響くまち」の実現に

向け、さまざまな公約を掲げ選挙戦を戦わせていただきました。その結果、多くの町民の皆さまにご支持をいただき、再度町政を担わせていただくこととなったと思っております。

私自身、公約の実施無くして、「3つのよかったが響くまち」の実現はあり得ないと考えています。このことから、就任後早々に全課長と個別の面談を行い、まちづくりのビジョンの共有と、それを実現するためのミッションの確認を行ったところでございます。

担当課におきましては、「3つのよかったが響くまち」の実現に向け、私が掲げた公約の実施について、「第2次総合振興計画」を念頭に置きつつ、議論を開始したところであり、順次、事業実施計画及び予算への計上を行うこととしているところでございます。

あらためまして、私に任された4年間で「3つのよかったが響くまち」の実現に向け、成果を出す所存でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〇11番（石田茂春）

順次、事業実施計画を立てて予算化するということですので、これ以上は言いませんが、4年後は素晴らしい隠岐の島町が誕生することでしょう。私も町民のひとりとして協力いたします。

次に、二点目の「明るい庁舎、挨拶のある役場」について伺います。

この質問は、職員が挨拶がないという意味ではございませんが、これまで以上に、挨拶をして、挨拶できる庁舎にしたいという気持ちで質問するところであります。

役場とは、町民のために役に立つため働く場所と私は考えています。

新庁舎の完成を機会に職員が町民のために、役に立とうと決意し胸を張っていただきたい。多数の町民が、建物が立派になり自慢話が一つ増えたところです。私もその一人であります。

新庁舎完成後、団体、グループ等の大勢の町民が見学に訪れました。これからも増えると思います。役場は町民が気楽に訪れる場所でなければなりません。

過去には「挨拶」がないとか、さまざまなご意見が多数寄せられたと思います。近年は良くなったと感じています。しかし、中身が一向に良くならないようでは意味がない。

この機会に町長に期待したいことが多数ありますが、その一つとして「窓口業務」の改善について伺いたい。

町民との接触は窓口の用件、挨拶から始まり、役場の顔であります。その対応の印象は役場全体の批判の対象となります。

心の中では奉仕者としての気持ちを持っても表面に出ないかも知れません。住民は役場事務をサービス等と見ていると思います。

民間企業では挨拶で始まり、挨拶で終わると言われるほど、対人関係を重視しています。役場にとって住民は主人公であり、挨拶を通して住民とのコミュニケーションと連帯意識を強めなければなりません。

すべての職員が来庁者に対して大きな声で挨拶をする。特に年輩の方には耳が遠い方もおられるので。また、今は新型コロナウイルス対策でマスクをしておりますので、声が非常にとおり難くなっております。

「いらっしやいませ。どのようなご用件でしょうか。ご用はお済ですか。おつかれさまでした。またの来庁をお待ちしております。」、この5つを頭の中に入れておいていただきたい。

窓口の職員はもとより職員一人ひとりが素直に挨拶を交わすことができればどんなに明るい役場になることでしょう。

役場は住民のために役に立つ場所であり、町民と職員とのある種の温かさが交流し、信頼感を高めそれこそ共同体意識の形成が、新しい庁舎から築きあげられることを期待します。

町長、明るい庁舎、挨拶のある役場をつくっていくのか伺いたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石田議員の分割質問二点目、「明るい庁舎、挨拶のある役場をどのようにつくっていくのか」についてのご質問にお答えします。

関係各位の絶大なご協力、ご尽力のお陰により、新たに誕生したこの新庁舎で9月23日から業務を開始して以来、3か月余りが経過いたしました。

新庁舎が整備されたことで、見やすい案内板の設置や窓口が集約化されるなど、施設としての機能は向上いたしました。しかしながら、議員仰せのとおり、町民の皆様が気持ちよく気軽においでいただくためには、施設の機能だけではなく、職員一人ひとりの、明るく元気で懇切丁寧な接遇が欠かせないことは申すまでもございません。

役場は、その全ての業務がサービスを提供する場であり、来庁される方々にとってサービスを提供する職員の接遇は、役場を評価する上での基礎となるものであります。

また、「隠岐の島町職員人材育成基本方針」におきましても、町民の皆様から望まれる職員像として「明るく元気で親切な職員」、「接遇がきちんとできる職員」を目標に掲げているところでございます。

町では、例年、若手職員を対象とした接遇等の研修を実施しているところではありますが、今後は、役場全職員が町民の皆様に対して気持ちの良い応対が出来るように、研修会の適時開催や各職場での意識付けの徹底など、この度の新庁舎への移転を契機とし、組織全体で接

遇の向上を図ってまいりますのでご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○11番（石田茂春）

町長、挨拶は当り前のことでありますので、町長を始め、皆さん一丸となって今まで以上に明るい庁舎、そして挨拶のある役場をつくっていきましょうよ。

さて、最後に私のメインであります、「個人漁業者に夢と希望を持っていただきたい」ということで伺います。

わが町は、一本釣り漁業者はすべてとは言わないが、ほとんどの方が年金受給者であるといっても、過言ではありません。

昨年からは、すべての魚種、魚介類で不漁が続いています。特にイカ類については、漁獲量が極端に減少しています。それにもまして、本年は昨年以上に不漁であり、また価格も例年以上に下がり半額近くになっています。

原因はいろいろあろうかと思いますが、私なりに考えてみると、なんといっても新型コロナで大勢の人たちが外食を控え、外出を控えたためではないでしょうか。同様に不漁も、地球温暖化の影響か、または海流の変化ではないでしょうか。そして、魚も新型コロナで棲み処から出すじっとしているかも知れません。

この状態が続けば、わが町から個人漁業者はここ数年で消えていきます。そうなれば関係事業所にも大きく響きます。

もっと個人漁業者に夢と希望をあたえるためにも、支援が必要であります。一つの例として、市場価格に任せるだけではなく、魚種、魚介類に一定価格を決め、その価格を下回った場合は補てんする。漁業者には、一日も長く元気で安心して漁業に専念していただきたいものです。個人漁業者にも目をむけ支援すべきと考えます。

町長は常に言われているように、頭から出来ないじゃなく、どうしたら実現するかを考えるべきではないでしょうか。町長の考えを伺いたい。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、石田議員の分割質問三点目、「個人漁業者に夢と希望を」についてのご質問にお答えします。

近年の本町の水産業を取り巻く状況は、水産資源の減少、漁業就業者の高齢化、後継者不足などの影響を受け、大変厳しいものであると認識しております。

このような中、本町といたしましては、マダイ・キジハタ・カサゴなどの稚魚の放流、漁港・漁場の基盤整備、離島漁業再生支援交付金を活用した漁業集落の活性化や有人国境離島

コスト低廉化事業を活用した海上輸送費の支援など、複合的に施策を展開しているところでございます。

魚種・魚介類に一定の価格を定め、その価格を下回った場合の補てんについてのご提案がありますが、魚価はその漁獲時期、漁獲量、また経済状況等により変動するものと考えており、今現在は町単独で魚種・魚介類に価格補填を行うことは考えておりません。

今後におきましては、新たな事業の可能性も探りながら、引き続き多方面からの施策を展開していくことにより、本町の水産業の振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○11番（石田茂春）

町長、ただ今の答弁は漁業関係者であれば、誰が考えても分かることなんです。個人漁業者を取り巻く環境は非常に厳しいものです。特に、動力船を所有する漁業者です。もう時間がありません。

先ほど私が言ったように、頭から出来ないじゃなく、どうしたら実現するか、真剣に考えたのですか、答弁が非常に軽い。

答弁の中で、「漁業関係者と一緒になって考えていきたい。」という答えがあるかと思えば全然ない。今後、この件について、漁業関係者と一緒になって議論する考えはありますか。もう一度、考えを伺いたい。

○番外（町長 池田高世偉）

個人漁業者に対する支援について、真剣に考えているかというご質問でございます。

決して、軽い答弁をする考えはもっておりませんし、私自身もまき網等の漁業関係でも、サラリーマン的な漁業者は増えてはおらんですが、外部の方にもお願いしなければならんですが、ある程度は維持が出来ている。ただ、沿岸漁業、一本釣りといわれる個人漁業者が大変減ってきており、大きなわが町の課題であるということは理解しております。

そのための施策は、漁業者の皆さんと話し合いながら当然、やっていかなければならない。この問題、常に、いろいろお話しさせていただくのですが、なかなか最善といえますか、いい方策が見つかっていないのも現状であります。

答弁で、「新たな事業の可能性を探りながら」という点が、そういった意味で話し合いをしながらやって行かなければいけない、という答弁をさせていただいたつもりでした。

議員がおっしゃっている魚価の価格補てんについて、勉強したのかという点についてですが、以前に「赤イカ」の時に市場価格 80 円になった時、通常価格が 130 円で補てんしたとい

う事例も原課担当部署との話し合いで聞いております。そういった部分、今の話し合いという部分含めて、県あるいは JF、そこに漁業者がそういったお話をきちんとされる。その中で“まち”としてどう対応していくか。そういう点であれば、議員提案のこともまったく考えないということでない。今の時点で、そういった声が、価格低迷しているという言葉は聞くのですが、実際に、本当に皆さんがそういったお考えを持っているかというのが、まだ私自身に伝わらない。分かってない。それをまた、取りまとめる JF にしても、そういった声が私の方に届いてない、そういった観点から現時点で漁獲補てんはございませんが、議員ご指摘の漁業者に対する支援については、再度申し上げますが、新たな可能性も含めて打開策はないか、今後も真剣に議論、協議をしていきたいと考えています。

○11番（石田茂春）

町長、先ほどの答弁で JF と言ってますが、JF に任していても駄目なんですね。個人的にいうと JF はまき網船団が中心ではないかと、私は思っているのです。

価格については、町長ご存知ではないかと思うのですが、例えばメバルはキロ 1,000 円以上、2,000 円ぐらいしていたのです。5 キロ以上で約 1 万円前後、今は 1,000 円もしませんよ。これが現実です。特に夏場などはレンコ鯛、5 キロで 2,000 円すれば上等です。1,000 円箱代で手取り 1,000 円でした。サザエはキロ 280 円で、手取り 180 円ですよ。これが今の実態です。

私は、漁業者に支援、支援と言ってますけど、お互いに漁業者の方々と膝を交えて、どうしたらいいかと。こういう事が一番大事ではないかと思うのです。

もう一度、そういう気持ちがあるのか、ないのか。それだけで結構です。

○番外（町長 池田高世偉）

そういった考えがあるのかという点です。

そういう考えは持っています。先ほども議論はしていくとお答えいたしましたし、JF に対しまして私がここで公式に見解を述べる立場ではないですが、個人との膝を交えての協議も担当部署も含めて呼ばれば行きます。そういったことはやるべきだと、思っておりますので、ただ、個人とかの話で即、現状の大変厳しい価格を補てんしましょうということには、なかなかかなりづらい、そこに組織が一つある。一緒になって、それが JF でなければ、漁業者の協会なり、そういったところで一緒になって、「この時はやろう。この時はやらない。」というルール作りがない中で、蛸木の地先に行ったら「困っているからやりましょう。」津戸に行ったら「やりません。」と言ったら叱られますので、そういったきちんとしたルールの中で

出来ることがあればやっていきますし、最初の質問である、「そういう考えがあるか。」という点につきましては、機会をつくって、機会がいただけるなら、そういった対応をしていきたいという風に考えます。

○11番（石田 茂 春）

終わります。

○議長（米 澤 壽 重）

以上で、石田 茂春議員の質問を終わります。

次に、5番：村上 三三郎 議員

○5番（村 上 三 三 郎）

私は我が国における、現在の米余り、米価下落について質問します。

コロナウイルス禍の中で、外食需要の減少等のために米余り、米価下落をほったらかしにして、一番困るのは農家よりも将来食糧危機になった時の国民ではないかとの指摘があります。

政府が年間77万トンもの外国産米をミニマムアクセスとして輸入しています。この制度はもともと、輸入機会の提供であったのをあたかも義務であるかのように、国内では生産調整を強制しながら外国産米を輸入するのは本末転倒の施策であります。農林水産省は2021年産米の「適正生産量」が全国で700万トンを下回ると公表しました。20年産が平年作になれば30万トン以上の減産が必要だとしています。一方で政府は、農協、農家が求める備蓄米の買い入れを拒否しています。当面の打開策として、国が備蓄米の大幅な買い入れなどにより「思い切った政策」で過剰を解消し、米価を安定させることが農協、農家の切実な願いであります。

隠岐の島町が隠岐郡内の町村と連携して、米価下落で苦境にある農家、農業協同組合の支援のために、県当局や政府に対して農業施策の充実を求めるべきであります。

町長の所信を質します。

質問1、現在の米価下落による、本町農家への影響について、どのように認識しているか。

質問2、隠岐の島町として農家、農業協同組合への支援について、どのように考えておられますか。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

ただ今の、村上三三郎議員の「農業に対する支援」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「現在の米価下落による本町農家への影響について、どう認識しているか」

についてであります、外食産業の需要低迷などにより全国的に米価が4%から6%ほど下落していると言われております。JA しまねにおける令和2年産米の価格は、60キログラム当りで「コシヒカリ」が2.3%、300円減、「きぬむすめ」が0.8%、100円減で、ともに1万2,600円でございます、出荷量の3割を占める「藻塩米」については昨年と同価格で取引されており、全国と比べた場合、比較的影響が少ない状況ではあると認識しております。

二点目の「町として農家、農業協同組合への支援について、どう考えているか」についてであります、現段階で国の対策以上の特別な支援を行う考えはもっていませんが、新型コロナウイルス感染の「第3波」と言われる状況で、さらに経済活動が制限された場合においては、令和3年米価格に大きな影響が出ることも予想されますことから、情勢を注視してまいりたいと考えておりますことをご理解いただきますよう、お願いいたします。

○5番（村 上 三 三 郎）

再質問をいたします。

マスコミの報道によると、全国の米の生産地では60キログラム当たり1,300円から2,000円も米価が下落しているとのこと。

答弁にありましたように、「JA 島根では100円から300円の下落であり、現段階では農家、農業協同組合について国の対策以上のことは行わない。」とのこと。しかし、現在の米余り、米価下落について国は「備蓄米の買い入れや米価下落の対策は行わない。」と言っています。日本の食料自給率は38%で過去最低、先進国の中で最低ですが、政府は十分な対策を行っておりません。近い将来、世界的には人口増大で食料危機が来ると予測されています。

隠岐の島町の基幹産業である農業の振興、多面的機能の維持発展の視点から隠岐の島町が地方自治体として農家、JAの切実な要望を政府に伝え、農家、JAの支援に取り組まれることを求め、町長の所信を質します。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

農業関係者の切実な要望を政府に伝え、支援に取り組むかという再質問でございますが、先ほども答弁いたしましたように、まず、現段階で全国と違ってわが町に大きな影響はない。しかしながら今後の影響について、その情勢を注視してまいりますとお答えをいたしました。

その中で、そういう影響がみられる傾向があれば、当然JA、わが島根県にも町村会がありますので、我々もそういった同じような課題を持つこととなるはずですので、町村会なりと十分協議をしたうえで国等への支援の要請、あるいは支援について、県の支援等についての検討をすることも考えなければならないのではないかと、考えておりますのでご理解をいた

できますようお願いをいたします。

○5番（ 村 上 三 三 郎 ）

終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、村上 三三郎議員の一般質問を終わります。

次に、6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

それでは、通告にしたがいまして分割一点目の「一次産業の振興について」質問いたしたいと思います。

町長の2期目の所信表明において「人口減少問題」と「産業振興」について触れられています。これまでも人口減少問題などに取り組んでいるものの、このような問題はすぐに解決するといったものではなく、全国的に生産年齢人口の減少は続き、本町でも同様に生産年齢人口の減少は避けられません。生産年齢人口の減少と共に、この町の生産能力が落ちて町民の所得が減少しては、町長が掲げる「3つのよかった」のうち、「住んでよかった」の実現は難しくなるのではないのでしょうか。

本町の基幹産業である農林水産業の1次産業においても、特に農業分野では従事者の高齢化が顕著となり、平均年齢が70代に近づいていると聞きます。生産年齢人口が減少しても生産量が減少しないように、これまで一人で1生産していたものを一人で3も4も生産できる環境づくりと従事者のスキルアップが必要となり、行政としてもこういった環境づくりへの最大限の支援をするべきではないかと考えます。

そこで、生産年齢人口の減少での、特に1次産業の生産能力の維持・向上への対策について、町長の考えをお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、西尾議員の分割質問一点目「一次産業の振興」についてのご質問にお答えいたします。

「生産年齢人口の減少に対する本町の考え方と対策」についてであります。今年度「人・農地プラン」の実質化をテーマに、各集落で今後の農業の在り方について話し合いを持っておりますが、集落内での担い手の不在、不足、また、担い手自体の高齢化が共通の課題となっております。

国においても、労働力不足の解消や省力化、生産性の向上のために、農林水産業の各分野

において、情報通信技術やロボット、人工知能などを用いたさまざまな実証実験を行っておりますので、情報収集に努め、本町に適した実証実験について導入を検討していくことが必要であると考えております。

農業分野においては、生産性の向上のための農地の集積に加え、長期低迷する米価、人口減少に伴う米の消費量減少もあることから、リースハウス事業を活用した高収益作物への転換を推奨しております。スマート農業の中でハウスの温度、施肥履歴などのデータを集め見える化し、栽培に役立てる技術については、後継者などへの合理的な指導、育成が可能となることから併せて導入することが必要であると考えております。また、リースハウス事業を進めていく上では繁忙期の人手確保といった問題もありますので、来年度中に設立予定の特定地域づくり事業協同組合を活用するなど、さまざまな分野の労働力不足の解消につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（西尾 幸太郎）

ICT 技術とか AI、ロボット等の農業分野に限った話ではなくて、1 次産業分野で導入するのは国の方で方針が基本的には決められていますので、その辺りはしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。そういう風な考えであるという事なので、前向きな答弁であったなと感じております。

ただ、他の先進地といわれる自治体と比較したら、うちの町の 1 次産業における取り組みについては、従事者の方にはお叱りを受けるかも知れませんが、現実的なことを言うと、5 年も 10 年も遅れている部分があるのかなとも感じております。そういったところに遅れを取り戻すためには、もっともっとスピード感を持って取り組まなければならないのかなという風に思いますが、新年度に向けて町長、その辺のスピードアップをどうしていく考えなのかというのがありましたら、お聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

どういった方法で進めていくかということでございますが、本当に国の施策でもあるので我々も今後進めていかななくてはならないという認識はもっております。また、畜産業についても携帯で畜舎内の出産が見えるという、そういった技術は取り入れていることは私も承知しております。

その人手を解消するために、機械化、ICT 化等したって頭ではそれが良いこととは分かっていますが、それを誰がやるか。午前中に高宮陽一議員の質問に答えたように、人の話になりますが、そういった人を育てることからも始めなければならない。人を育てるにはどうす

ればいいかと逆に聞きたい部分もありますが、それをするのが自分の仕事ですから、それは言いませんが。新たな技術を導入するためにも、「人を育てる」ということを受け入れて農業に活かすような人を育てることからも始めなければならない。そういった周知も、今後、積極的にしなければならないという風に考えておりますので、何とかそういったことからきちんとスピード感を持たなくてははいけません、始めていきたいと思っております。

現在、認定農業者の中でも「リースハウス事業」も若い方で拡大される方も出てきましたし、ある農業の方はリモコンの草刈り機を来年導入するような、新年度予算に組まなければなりません、そういうことも一つずつ出てきておりますので、きちっと人手解消だけでなく、新たな産業も農業も取り入れながら人も育てていきたいと。色々考えていますが、実現に向けて厳しいところありますが、またご指導お願いしたいと思います。

〇6番（西尾幸太郎）

町長のジレンマ的なこともよく分かる部分があつて、ICTであるとか、AIであるとか導入するにしても、そういったものの習熟ができる年齢層、30代・40代・50代ぐらいまでが限界かなという部分もあるのですが、農業においても、先ほど石田議員も触れられた「一本釣り漁師の高齢化」の問題についても、高齢化が進んだ分野ほどそういった技術の導入がなかなか一筋縄ではいかなくて、それで余計に技術的にも遅れてしまうという部分があると思いますので、技術の導入もちろん大事と思いますが、やはり若い従事者をいかに現場に呼び込むかということが必要になってくるのかなと思います。

次の再質問ですが、「特定地域づくり事業協同組合」を活用するという考えであると聞いてはいるのですが、ここに参加していただける若い人をどう確保していくのかという部分が問題になってくるのかという風に思います。

今、うちのまちで上手く回せていないなと思っているのが、地域おこし協力隊の制度です。まだ現場に近い所に配備されている地域おこし協力隊もいますが、役場の臨時職員の域から離れていない行政の事務サポートみたいな形になっているのか、本来であれば、もっと農業であっても漁業であっても現場に近い所に地域おこし協力隊を配置して、3年間そういった分野で技術等を習得してもらって、3年後にもうまくいけば農業に従事してもらい、それでもなかなか収入を得るのが難しいのであれば、こういった「特定地域づくり事業協同組合」に加入していただいて、そこで収入を確保しながら自分のやりたい事業等を成長させていくという方法のサイクルを作っていくと、なかなか若い人の、直に農業組合、漁業組合に入ってもらふということは難しいとは思いますが、その辺りの地域おこし協力隊と

地域づくり事業協同組合などの連携について、もし考えがあればお聞かいただければと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

地域おこし協力隊の活用、そして特定地域づくり事業協同組合に対する考え方についての再質問ですが、地域おこし協力隊につきましては、わが町も全国と同様、当初は「こういった事業に来てください。」「農業・漁業こういったところに来ませんか。」という形での進め方であったです。ただ、現在は来られる方がどういう考えで、地区に入るかということに重きを置いています。業種がはっきりしていればそこを選んで来ますが、そうでない方の大半が今、わが町に来ておりますけど、おっしゃる役場の業務の補助というわけではございませんがいます。この方は、まず地域に慣れることと、地域に入ってから何をすべきか、ということを一生涯懸命やっておられます。

私の所も当初と違って週3日の休みにしました。その3日間で副業を認めますので、この町で自分に合ったものをどんどん探してくださいという中で、地域おこし協力隊の人たちも頑張っています。地域おこし協力隊の方がお帰りになることが少ない、入っている数も少ないかも知れませんが、隠岐の島町を離れる協力隊が少ない地域であることも評価はされております。皆さん、どんどん役場に入りながらも、地域を覚え、人を覚え、色んな業種に取り組んでいただいております。

ただ、その方々が今一番の大きな課題の農業に携わってくれるかというのと、そうでもない。専業にはなっていない。ご存知のとおり、自分の力を発揮している方もおられるわけですし、また一生懸命ご指導をいただきながら、本当に生業とするのかどうかも含めて頑張っている地域おこし協力隊もおられますので、協力隊の最初の応募の仕方も変わってきたということもご理解をいただきたいと思います。

特定地域づくり事業、今年から色々と準備を進めていますが、その方がいきなり我が町で農業、漁業をやることは正直言って無いに等しいと思っております。この方々は来られて、この仕事をします、この仕事をと色んな仕事をする中で、事業のサポートをする中で、いつか見つけて行くものしょうから、まずは細田先生の言葉を借りれば、「準公務員的な人材が特定地域づくり事業協同組合」だという風におっしゃってますので、そういう考え方もあろうし、来られてから自分で探して定職するために生業を選ぶであろうなという風に、事業協同組合には期待をしております。ただの人材派遣会社に終わらないであってほしいという願いをもっているのが、今の時点での考え方でございます。ご理解いただきたいと思います。

○6番（西尾 幸太郎）

ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかなと、いまいち噛み合っていないかなと思うのですが、私事です。小・中・高とずっとここで暮らして育ってきた同級生が、岡山の方で農業を10年以上やっています。帰省した時に話していたのは、農業にとっては隠岐の島は魅力的な場所だと、害獣の被害が極端に少ないと。本土などは鹿とかイノシシなどで、新規就農してもそれらの被害で農業を続けるのを断念せざるを得ないということがあって、隠岐なんかは本来、新規就農者には非常にハードルの低い場所なんで、募集の仕方を工夫すればニーズがあるのではないかという・・・その話を聞いて、確かにそうだなという風にも思いました。そういう環境をもう少し売りに出して、例えば、隠岐の島町で「地域おこし協力隊制度」で農業にチャレンジしてみませんか、3年間は国からの給料の保障がある中で、農業関係だけでなく、第1次産業等の技術を習得してもらって3年後には戦力になって、実際に従事してもらおう。3年間で足りないようであれば、「特定地域づくり事業協同組合」に入って、経営が安定するまでその中で仕事をしてはどうかという話だったんですが。

もうちょっと隠岐の島町、確かに離島で物流等のハンディあると思うのですが、農業等に関してはハードルの低い環境にあるのかと思うので、そういうのを売りに出して。

直接農家の方が若い人たちを直接雇用して一人前になるまで働かせるというのは、非常に経営上の難しいのかなと、だから国などのこういった制度を利用して活用できるのであれば、本町としても、うちの町でこういった分野にもう少し人が欲しいのであれば、これにマッチした制度の使い方があるのではないかという話だったので、もう一度、それを踏まえて考え方をお聞かせ願えたらと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員ご指摘の、地域おこし協力隊の募集の方法ですが、おっしゃるように、わが町が積極的にそういった公募をしてきたかということ、考えるところ「そうではなかったかと」と思いますが、これは協力隊ではないですが農業・漁業に対して、「我が隠岐の島町で農業・漁業に従事しませんか」とやったことはありますが、どの程度だったかという指摘になれば、結果が全てですから、「そこまででは無かった」など。また、そういう方が島外におられるということは、まだまだ我々も公募の仕方に問題があるのではないかなという風に考えます。

議員のおっしゃっていることについては、我々もそういった事の考え方をしていかなくてもならないなと思いますし、また担当部署と検討、協議をしますが、協力隊という国の制度の中の募集だけでなく、隠岐の島町として第1次産業の人材の募集という点で今一度、協議、

検討していきたいと考えます。

○6番（西尾 幸太郎）

是非、若手の従事者が来るような仕組みづくりが早急になるようにお願いしたいと思えます。

では、次の質問に移ります。「旧村地区等の振興」についての質問をいたします。

旧村地区、都万地区、五箇地区、布施地区、中地区の振興については、平成29年の6月定例会、また昨年9月定例会において町長に質問いたしました。しかし、あれから人口減少も進み、特に本年当初からの新型コロナウイルス感染拡大の影響で地域活動などは逆に縮小傾向にあるのが現実で、このままの状況が続くと旧村地区の過疎化に拍車がかかるのではと懸念しております。

「西郷港玄関口まちづくり計画」が策定され、中心市街地のあり方についても検討が進められ西郷地区については将来的なビジョンが示されてきつつありますが、西郷地区と同様に旧村地区の将来的なあり方について中長期的なビジョンを示し取り組んでいくことこそが、過疎化の予防には必要ではないでしょうか。

平成29年6月定例会での「地区振興計画」の必要性についての質問では、町長からは各地区と連携し年次計画において対応するとの答弁でした。昨年9月定例会での「小さな拠点づくり」への取り組みについては、前向きに取り組んでいくとの答弁をいただいております。

2期目がスタートし、この4年間で旧村地区の振興についてどのように取り組んで行くのか、「小さな拠点づくり」への取り組み状況も併せて、お聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、西尾議員の分割質問二点目、「旧村地区等の振興」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、全国における過疎地域の共通課題であります地域コミュニティを取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、本町におきましても、特に人口減少が著しい旧村地区等での地域活動の維持・継続が懸念されているところであります。

私は本議会の「所信表明」でも申し上げましたとおり、全ての町民の皆さまに「住んでよかった」を実感していただくためには、地域コミュニティの活性化対策は必要不可欠であることを、この度の町長選挙を通じあらためて実感いたしました。

このため、私は2期目の町政をスタートするにあたり、まず、新年度の予算編成において、旧村地区等の活性化につながる取り組みに柔軟に活用できる予算を確保するよう関係部署に

指示したところでございます。

「小さな拠点づくり」の取り組みにつきましては、本年度よりスタートいたしました「第2次総合振興計画」の基本施策に掲げておりますように、地域と連携した「小さな拠点づくり」に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それぞれの地域の活性化なくして「3つのよかったが響くまち」の実現は叶いません。今後もこのような想いを胸に職員とともに旧村地区も含めた地域振興策に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（西尾 幸太郎）

再度の提案になると思うのですが、以前、町長の答弁で「地区の振興計画に関しては、年次計画の方で、また良くしていく」という答弁をいただいておりますが、細かい年次のところでの修繕であるとか、今年はこういった事業を今年はやりたいという話だけでは・・・例えば地区に住んでいるとか、住んでみようかなと思う若い人たちが自分が住んでみようかなと思う地区は5年後、10年後にどういった集落になっているのかというのが見えないと、やはり漠然とした不安が残る中で、どうしても家を建てるなら西郷地区圏域にしようかなとなってくると思うのです。

計画すればそれが歯止めになって止められるかと言ったら、そう甘くはないとは承知はしておりますが、それではやはり長期的なビジョンが見える形で作成しておかないと、なかなかそういったものに加速がついていくのではないかと懸念もしております。だからこそ、「小さな拠点づくり」では、ある程度計画を作成して、そこに予算を付けて活動していくという仕組みになっていますので、この「小さな拠点づくり」に関しては早急に、各地区でこういった制度があるので活用してみないかと、いう風な活動をもっと積極的に行っていただきたいと思うのですが。どうしても、今年に関して「コロナウイルス」の関係で、そういった活動もなされてなかったのではという風にも考えます。もう一度、来年度に向けて「小さな拠点づくり」について、今年できなかった分も取り戻す気持ちで、どう取り組んでいくのかというところのお考えを聞かせてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

どのような形で旧村地区を活性化、ビジョンを含めて計画を作っていくのか、そのための「小さな拠点づくり」も含めての質問だと思います。

まず一点、先ほどの石田議員のお話しにありました「選挙公約」という部分、今回、選挙中に各地区、旧村地区を回る時にはっきり申し上げました。旧村地区に対してビジョンを考

える。今までの修繕費だけじゃない、今も各支所に百何十万円の、議員のご理解のもと修繕も含めた独自に使える予算を計上して実施していますが、それ以外に柔軟に地域を考える予算を配分したいということを申し上げました。それは公約ですので必ずやります。それには、皆様のご理解とご協力がなければできませんが、そういったこともこの話に繋がる一つかなと思っています。

その中で、自分自身はしっかり申し上げまして、合併前の旧村単位での各地区の個性ある地域活動、自治体組織、素晴らしい独自でビジョンを出していると思っておりますので、まずは1年そういった予算を通した中で各地域で、違った意味でのビジョンができれば良いと思っておりますし、今回、「西郷港周辺整備」をする計画の中で「まちづくり談義」を進め、「まちづくり計画」を作ってきました。まずは周辺整備もですが、そのお話しの中で旧町部を肺・心臓とするならば、旧村地区は手足であり、動くすべてが一体となって動くのが“隠岐の島町”だと言うのが、一つの“ビジョン”だという風に話し合いをしておりますし、私自身もそういう考えですので、町部だけが活性化して動いたって全てが動くとは思っておりません。

何回も言いますが、各地区で今年度からもう一度地域にあったビジョン、地区の方々と支所を中心に話し合ってやっていただきたいという思いで、柔軟な予算を配分したいという風に思っています。

そして、「小さな拠点づくり」という部分で少し誤解がありますが、批判を受けてもいいですが、県の言う「小さな拠点」は大変無理があります。それは、隠岐の島町にあった「小さな拠点」ではないという風に、私は思っております。隠岐の島には隠岐の島にあった「小さな拠点づくり」をみんなで考えていきたい、そのような考えでの「小さな拠点づくり」をやっていきたくて考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〇6番（西尾 幸太郎）

以前の質問の時にも、「小さな拠点づくり」の県と町との認識の違いのところに触れられておりましたので、その辺りは県の担当部署と町と地区の方はきちんと連携して、認識のすり合わせをしながら事業を進めて行かなければいけないかなという風にも思いますので、そのようにしていただけたらと思います。

町長から各地区に対して、一般修繕費の100万円、50万円とまた違った枠でのことを考えているということも聞きました。そうなった時に支所の役割というのが、これまで以上に必要とされてくるのかと思いますが、その支所に対してどういったことを期待したり、力を入れてほしいというようなところの考えがあればお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

支所にどのような考えをもってという質問でございますが、今日の石田議員の挨拶の部分にもありましたが職員の在り方という点については、支所のみならず、もう一回現場に出掛けること、いつも言っておりますように「できる。できない。」ではなく、できる方策を考える。現場重視した地区との対話の中で、行政を進めていくべきだということをしつこく言っておりますので、この点を課長を中心に協議したいと思っております。

その上で、支所については一番身近で、一番分かりやすい自治体だと。合併しておりますから旧村がという意味ではなくて、もうその時代は合併して16年になりますので。特色あるその旧村という地区をどのように将来に向けて、発展させていくかということを事務局として各地区のリーダーと認めるべき皆さんと協議をしながら、役場が引っ張るのではなく、役場がどんどん押し上げていくようなやり方で、効率のいい予算を活用してもらいたいと思っております。

そういった意味では、支所だからこそできること、支所だからこそという良い点を探しながら見つけていただいて、仕事を進めていきたいのが各支所に対する、職員に対する要望になろうかと思います。

○6番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

各地区のことについて、支所の方々がやはり一番詳しいのかなと思います。こういった「小さな拠点づくり事業」などに、各地区参加していただければ良いのですが、なかなか地区によってそういった事業に参加する意欲のない地区も見受けられると思いますが、そういった地区に対して支所が率先して音頭をとってやるというような話ではなくて、その気になってもらうように原課で話をしてもらうかというところが、支所の大事な仕事になってくるのかなと思いますので、その辺り実践できるように検討していただければと思いますし、この地区振興の事業に関しては、3月の当初予算の時に詳しくお聞きしたいと思いますので、それまでは様子をみたいと思います。終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、西尾 幸太郎議員の一般質問を終わります

ただ今から、15時まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 14時40分 ）

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 15時00分)

一般質問を続けます。

次に、2番：村上 謙武 議員

○2番（ 村 上 謙 武 ）

事前通告にあります、二つの項目について「一般質問」を行います。

まず、「事務事業評価について」お伺いいたします。

町長は議会初日の「所信表明」において、「新たに取り組むもの、継続すべきもの、廃止すべきもの等大胆に事業計画を見直し、将来のまちづくりのために実施すべき事業を明確に判断し、・・・(省略)・・・ 職員一丸となって取り組むことをお約束いたします。」と今後の本町のまちづくりに対する所信を表明されました。

このことに関し、最も重要となる「事務事業評価」に対する町長の見解を三点伺います。

一点目は、本町では平成18年度よりハード事業、平成19年度からはソフト事業も含め昨年度まで14年間にわたり事務事業評価を実施してきたところですが、これまで継続してきた本町の事務事業評価に対する町長の見解をお伺いします。

二点目は、本町では令和2年4月30日に「事務事業評価システム実施要綱」と「事務事業評価委員会設置要領」の規定を廃止しております、これらの要綱・要領を改訂ではなく廃止とした理由について伺います。

また、令和2年度からどのような評価システムに基づき事業評価を行い、「第2次総合振興計画」に掲げた22の基本計画に対する政策評価に反映させていくのか伺います。

三点目は、事務事業評価システムを導入する主たる目的は、事業の必要性や目的を明確にすると共に、事業を実施することによって得られる成果などを、客観的手法で分析や評価を行い、その結果を踏まえ、今後の事務事業の方向性を検討し、業務の改善や事務事業の再編・整理に反映させることであります。

町長はこの事務事業評価を有効に機能させるために、外部評価システムをどのように構築していくのか、また総合評価に基づいた事業の改善・見直し・廃止をどのように機能させ、次年度の予算に反映させていくのかお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問一点目、「事務事業評価」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「これまでの事務事業評価に対する見解」についてであります、従来の事

務事業評価の実施により、成果志向に基づく行政運営への転換に寄与したと思うところであります。また、個別事業の妥当性の評価と、優先度の評価を実施することにより、限られた財源の中で、より効果的・効率的に事業が実施できたことも、一定の効果があったと判断するところであります。

次に二点目の、「第2次総合振興計画に則した政策評価と事務事業評価システムの構築」についてであります。今後の事務事業評価は、全事務事業を対象として、KPIの達成度合いなどから、担当課による「一次評価」と、総合振興計画審議会による「二次評価」を、毎年度行うこととしています。現状の評価方法と大きく異なることから、関係する要綱・要領を廃止したものであります。なお、総合振興計画審議会による「二次評価」につきましては、来年度より実施することといたしております。

また、令和6年度には、社会情勢の変化などに対応するため、当然のことながら、事務事業の評価結果を参考にしつつ、基本計画の見直しを行うこととしております。

次に三点目の、「外部評価の導入と事業の改善・見直しを機能させるプロセス」についてであります。評価結果に基づく、PDCA サイクルによる事業改善は当然のことながら、前段で述べさせていただきました評価結果を公表し、それに対する意見も事業改善に活かすこととしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇2番（村 上 謙 武）

ただ今の町長の答弁に対して、再質問をさせていただきます。

町長も述べておられるように、この事務事業評価、それによる事業の改善、見直し、機能させるプロセス、これは評価結果に基づく PDCA サイクルの事業、改善は当然であると言っておりますので、これまでの本町の事務事業評価に関しては、この PDCA サイクルという視点から考えて見ますと、C と A が機能していないという評価だったのではないかなと、と申しますのは本町の事務事業評価というのはハードの事業に関しては、次年度、新年度に取り組む事業に関しての評価を行うということでしたので、実際昨年度、今年度も実施している事業に関しては評価されていなかったということで、この PDCA サイクルを用いた業務の改善、事業の見直し、これはどの自治体も取り入れているシステムです。これが機能するような行政評価、つまり事務事業評価でなければいけないということで、その辺のところの、事務事業評価に対する町の考え方というか、町長の見解について私は質問をしたところであります。今後は、外部評価も取り入れた審議会による評価を行うというご答弁でしたので、是非、外部評価がしっかり機能するような仕組みをきちんと取り入れたシステムで、この事務事業評

価を行って適切な事業の見直しと改善、更に突っ込んで「廃止」。そういうのが、きちんとできるような事業評価であってほしいという風に思っております。

そこで、今年度の事務事業の評価ですが、昨年度行った事業に対して事務事業評価するのか、これまでどおりに来年度の予算要求も含めて、その事業をするのかどうかというような、これまでの事務事業評価の形でやるのか、その辺のところを。

先ほど言ったように、令和2年4月30日にその実施要綱・要領というのは廃止されていますので、一体どのような方向でやるのか、その辺について答弁をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

今年度の事業評価、どのような形でやるのかというご質問でございますが、今年度までにつきましては従来のとおり、職員の検証結果を基にやらしていただきたいと思います。と言いますのは、今年度は事業評価に関する様式を一切換えました。全てゼロからもう一回、皆さんに公表をしなければなりませんので、より分かりやすく、KPI がはっきり分かるようにということで換えましたので、令和3年度から審議会の方を活用して外部評価をしますので、今年度予算については従来のとおりとなりますことは申し訳ないですが、一回切るときには、そういうことも生じることも理解いただきたいと思います。

○2番（村 上 謙 武）

私が確認したかったのは、今年度はどういった評価のシステムで評価するのかという。

「総合振興計画」が新しくなって変わるこの時期に、今までの評価システムの要綱、要領を廃止するのであれば、これがどんな形で事務事業評価をするのか、新たな評価システムの要綱、要領なりを実際きちんと作った段階で廃止しないといけないのではないかと思ったりもしますし、是非、ここをポイントとして押さえておいてほしいのは、本町では「まちづくり基本条例」というのが平成18年に条例第2号で制定されていますが、その中の第22条に行政評価についての規程が明記されております。読んで見ますと「町は、町民からの意見、要望を反映させ、地域の実情に即したまちづくりを効果的に進めるため、町民参加で行政評価を実施しなければならない。」と、この規程が「まちづくり基本条例」の中に入っていますので、今までそれが行政評価、つまり本町で行政評価に取り入れたのが「事務事業評価」になりますが、町民が参加していたのだろうか・・・。「まちづくり基本条例」に沿った、本町の行政評価が行われていたのか、どうかということと、こういった評価の客観性を担保するというか維持していくためには、第三者の目による評価がきちんと行われないと、いくら今度から第三者の「第2次評価」をやりますといっても、評価がきちんと機能するような

システム、要綱づくりは必要かなと思います。

本町のいろんな事業とか、計画についての評価が出ますが、庁内だけの課による評価というのがほとんどであって、どうしても自分達でやった事業の評価というのは「甘く」なりますので、そう感じられる評価も多々見えます。それだと見直し、改善、廃止まではいきませんので、厳しい評価ができるような形が必要ではないかなと思っております。

町長が「所信表明」でこれからの“まちづくり”に対して、事業の見直しとか、廃止という踏み込んだ所信を表明されましたので、現時点で、頭の中には少しは、今までやっている事業で見直し、廃止が必要かなと思われるようなものを、もう既に持っているのではないかなという風に私は感じております。

見直し、廃止をいざ、するとなれば、かなりそれによって不利益を被る関係者、住民の方も出てくると思うのです。そうした場合に、町長、いくら事業見直します、廃止しますと言っても「反対」とか出てくると思いますので、やはり客観的な資料を持って住民に説明ができる、そういった事務事業評価の事業評価が、かなり有効な客観的資料になるのではないかと私は思っておりますので、是非、外部の評価委員の意見がきちんと反映されるような、新たな事務事業評価の構築をお願いしたいということであります。

次の質問に入りたいと思います。

分割質問二点目、「行財政改革」について質問をいたします。

町長は「所信表明」において、「3つのよかった」の実現に向け、新型コロナ対策をはじめ、「子育てビジター交流センター」の整備や、西郷港周辺の玄関口整備事業、第1次産業の振興、そして観光振興に結びつく新たな関係人口の創出等、具体的な事業を挙げ、今後の“まちづくり”に取り組んで行く姿勢を表明されました。

しかし本町では、いま取り上げた事業以外に「一般廃棄物処理施設整備事業」や「愛の橋の架け替え事業」、「公共施設の長寿命化及び廃止」等、大きな予算が必要とされる事業がいくつも控えています。懸念されることはやはり本町の財政状況が急速に悪化するのではないかという財政面の不安定性であります。

健全な財政運営を維持しながら必要な施策を着実に実施し、町民の福祉向上に務めていくことは、町長としての当然の責務であることは言うまでもありませんが、この度の「所信表明」において行財政改革に関する言及がありませんでしたので、今後の行財政改革に対する見解を伺います。

一点目は、町の行財政改革に関しては、「第2次総合振興計画」の中に「財政の健全化に向

けた取り組みを進めます」という基本計画がわずか2 ページ分の内容で示されているだけです。

また、総合振興計画事業実施計画において財政の健全化に向けた具体的な事業実施計画は未だ提示されておらず、今後、健全な町財政の運営をどのように継続していくのか不明確な状況にあります。

「第2次総合振興計画」を着実に推進していくためには、重要施策を確実に実施するための財源確保と、既存事業の見直し・廃止等に関する具体的な事業実施計画の作成が不可欠であることは明らかであり、さらに、町民に対しても行財政改革の具体的な事業実施計画を公表する義務があると考えますが、見解をお伺いします。

二点目は、新型コロナウイルスに対する緊急の経済対策や、増え続ける国債発行残高など国の財政が逼迫しつつある現状を考えると、国から地方への手厚い財政支援がこれから困難になることも十分予想されるところです。

財政面で脆弱な本町にとって、今後厳しい財政状況を迎えるのではないかと懸念するところであります。

財政規律の確保と健全な財政運営を維持していくために「行財政改革推進審議会」の提言をはじめ、多くの町民の意見を町政運営に反映することが求められており、このことは本町の「まちづくり基本条例」の中でも謳われているところであります。

新たな「行財政改革大綱」が示されていない現状において、行財政改革推進審議会の組織運営に関する町長の見解をお伺いします。

三点目は、本町では、飛躍的な進歩を続ける IT 技術を有効活用し、町民への行政サービスの充実を図ると共に、行政組織の非効率性を見直しや業務の縮小・廃止、アウトソーシングなど、既存の事業見直しや更なる民間委託の導入など、なお一層の行政改革に努め、増え続ける義務的経費を抑制していく必要があると考えます。

科学技術の進歩に伴い職場環境が大きく変化していく中で、人員削減等の職員の痛みを伴う行政改革の必要性に対する町長の見解をお伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問二点目、「行財政改革」についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「行財政改革に対する具体的な事業実施計画」についてであります。議員ご承知のとおり、本年度よりスタートいたしました「第2次総合振興計画」は、「ひと・まち・

しごと創生総合戦略」及び「行財政改革大綱」の内容を兼ね備えた計画となっており、行財政改革に関する事項につきましても、基本施策としての主な取り組みや事業効果を図る目安となる KPI(重要業績評価指数)を設定しているところでございます。

議員ご指摘の「第2次総合振興計画」に基づく事業実施計画についてであります。本年度から町民の皆様にとって事業の成果や進捗状況等を分かりやすいように、評価シートや評価方法を大幅に見直したところでありまして、行財政改革に関する取り組みも含め年内に公表する予定としているところであります。

次に二点目の、「行財政改革推進審議会の在り方」についてであります。昨年度までは、本町の「行財政改革実施計画」に基づく毎年の取り組み実績を取りまとめた後に行財政改革推進審議会を開催し、個々の取り組みについて意見をいただいていたところでございます。

一点目の回答と重複いたしますが、「第2次総合振興計画」は「行財政改革大綱」の内容を兼ね備えた計画となっておりますので、「総合振興計画」の取り組み状況等に関しましては総合振興計画審議会に意見を求める予定としておりますが、「行財政改革推進審議会条例」にありますように、今後、本町の行財政改革の推進に関する重要な案件を決定する必要がある場合、行財政改革推進審議会に意見を求める可能性もあるのではないかと考えているところでございます。

次に三点目の、「行財政改革への取り組み」についてであります。本町は平成16年の合併以来、3次に及ぶ「行財政改革大綱」及び「行財政改革実施計画」に基づき、組織や事務事業の見直し、民間活力の活用などにより職員の削減に努めてまいりました。

しかしながらこの間、地方分権の進展による国・県からの権限移譲、急激な少子高齢化に伴う人口減少、住民ニーズの多様化・複雑化に伴う行政需要が拡大し、今後も地方自治体を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されているところでございます。

一方、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、時間外労働時間の制限や休暇の取得推進など、ワーク・ライフ・バランスの推進も課せられています。ご質問いただきました人員削減等の職員の痛みを伴う行政改革の必要性についてであります。このような状況を踏まえ、引き続き組織や事務事業の見直し、人材育成による職員の資質向上やICTの導入等による業務の効率化を図りながら、働き方改革の推進にも十分配慮し、適正な職員の定員管理に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

それでは何点か再質問をいたします。

「行財政改革」については、第2次総合振興計画の中に含めて示してあると答弁されましたが、実際にその内容を見ても計画は立てにくいですよ、健全な財政運営に関する内容は。

だから、その基本計画をきちんと推進していくためには、具体的な事業実施計画がなければ実際に動かないわけです。

それが、今まで「行財政改革大綱」というのがありましたので、それに基づいて、本町の今後の行財政改革をどのようにするのかというのが計画的に示されていたということで、今回は平成31年度で終わりましたが、次の第4次になるものは作らず、「総合振興計画」の中に入れますというお考えだったので、であるならば、きちんとした「行財政改革大綱」というものをきちんと作るべきかなと。その裏づけとして、「行財政改革推進本部設置要綱」という本町の規程があります。もちろんご存知だと思います。

この中に、「行財政改革推進本部設置要綱」の中の所管事項と言える所掌事項にきちんと書いてあります。

「行財政改革大綱」の策定とその実施に関すること、これは本町の推進本部設置要綱の中に掲げてあるということ、推進本部の本部長は町長であり副本部長は副町長と教育長ですから、きちんと「行財政改革大綱」というのは作成して、実施に関することをきちんとやらないといけないわけです。

そういった意味からも、町民にきちんと「本町の行財政改革、こういう風に行っていきます」と、新しい「総合振興計画」が出来上がったわけですから着手すべきかなと思っています。これについての、町長の見解をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

「行財政改革大綱」を作成すべきという、内容のご質問だったと思います。

「総合振興計画」策定について、何度もご説明してまいりましたが、この「第2次総合振興計画」に「総合戦略」と「行財政改革」に関する2つの計画を盛り込んだということ、町の発展に係る3つの計画、「総合振興計画」を含め3つを一つにするというのは、町民の皆さまに分かりやすく計画の策定や振興関係審議会の対応などで、外部評価で全てKPIも含めて審議、検討することによって、それにかかる人件費の抑制に係わってくると思っておりますので、「総合振興計画」が行財政改革の大綱にも繋がると、大綱というよりも、この計画を実施することが「行財政改革」に繋がるという風に考えておりますのでこのような形で計

画を進めてまいりたいと思っております。

○2番（村 上 謙 武）

町長からは「行財政改革」についての明確な考えを伺うことはできなかったのですが、本町の財政状況について目を向けていただきたいのですが、今年12月に公表された「財政状況に関する資料」、これを町民に公表しなさいという財政状況の資料なのですが、それを見ますと「地方債」の発行残高が、今、一般会計・特別会計・上水道の企業会計を併せて328億円です。過去の平成29年3月末時点の発行残高、合計で274億円でした。それから約3年半経ちますが、その間54億円も「地方債」の発行残高が増えているということなんです。

本町の税収というのは15億円いっていき下回っているのです。そういったところを考えると、非常に不安を感じてしまうということで、当然ながらここ2、3年をみた場合に「地方債」の発行が非常に多いですが、40億円に近い「地方債」を発行しているわけです。地方債はそれを返していく「公債費」より少ない状態にならないければ、どんどん発行残高が増えていくということは分かり切ったことなのですが、ですから、この「地方債」の発行高をいかに押さえていくかという。今後、非常に重要になってくるわけです。

そうなってくると当然、行財政改革というのがきちんと計画を立てていかなければいけないと思います。要は予算の無駄使いをきちんとチェックするとか、歳出削減に本気で取り組まなければ本町の近い将来、財政再生団体に転落するおそれがあり得るのではないかと、私は心配をしているところであります。

私としては、早急に財政健全化に向けた取り組みに着手すべき時期に来ているのではないかと考えますが、町長はその辺をどのようにお考えでしょうか。

○番外（副町長 大 庭 孝 久）

財政状況が厳しいということは、言うまでもございません。

今、地方債残高について議員の方からお話しがございましたが、合併した当時とても財政状況は不安定でございました。国の方も「三位一体改革」等があって補助金も減ってきたという事情もございました。その中で将来的な100億円前後の予算が妥当ではないかという見通しもしておりましたが、「地方交付税」もその後、復活してきたという状況もございました。

「地方税」等については14億円が基本となっておりまして、非常に自主財源が少のうございます。ただ、「起債」等についても当時はただの借金、「過疎債」とか「辺地債」とか、そういったもの以外にもお金を回すだけの起債も多く使っておりましたので、今使っている「起債」については7割、8割と国の方が補てんしてくれるという有効性のあるというか、わが

町にとって有利な起債を充当しておりますので、そういったことは「中期財政計画」で十分に検討しながら、財政運営をしていくということは当然でございますので、その辺は我々も徹底的にやって行こうと思っております。

今回、「行財政改革の実施計画」が無いから不安だということでございますが、そうでなくて、そういったことは当然、我々も基本的なところで考えていかななくてはならない、この“まち”の10年、100年先まで存続して行かねばならないというところにたっていますので、そういったところは職員一丸となって、基本的なところで考えて行かねばならないと思っておりますので、「計画にないからやらない。」ということではなく、そういった事は「胆に銘じて」やって行こうということは、みんなで考えておりますのでそういった事は無いと、私は思っております。

〇2番（村 上 謙 武）

ただ今、副町長の方から説明いただいたのですが、私は現在、町が発行する「地方債」は、7割、8割、後から「地方交付税」に上乘して戻ってくるという有利な「地方債」であるというのは承知しておりました。理解しているつもりです。

しかし、本町がこれから“まちづくり”をするに当たって、町長が言われましたように「戦略的な内容の事業もたくさん含まれている。」ということです。

平成29年3月に「公共事業等総合管理計画」というのが策定され、示されています。それを見ますと、今後30年間見越した時に、町が所有する公共の建物、毎年ならして出した場合の経費は15億円、トンネル、橋、上水、下水道等の改修更新に毎年17億円、あくまでもそういう試算をするソフトのデータですので、それより上回ることはないと思うのですが、そういったことを考えると、これだけ公共の施設とインフラ整備だけで毎年32億円近いお金が必要ですよということが、「公共事業等総合管理計画」の中できちんと示されているわけです。こういったところもきちんとやらないと、橋の整備が財源不足で出来ないとか、トンネル改修が出来ないとか、そういう問題が現実問題として迫ってくるんじゃないですか。そういうのを含めて、今後の町のインフラ整備を含めた計画をきちんと示してほしい。

そういったところが、まだ見えてこないもので、ちょっと不安になってきます。町民は多分、現在の町の状況を「議会だより」等で、地方債の発行残高などを出していますが、今は「公債費」が低い状況ですので、財政面では何とか良好な財政状況を示す数値は出ていますが、本当に5年先、10年先をもう少し真剣に考えて、町の計画を出していただきたいという風に思っていますが、この件について町長いかがでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

町民の皆さん、誰しもそのような考えで注視していただければ幸いです。最初の質問とも関連ありますが、「事務事業評価」で私が申し上げました、「所信表明」でも申し上げました、廃止すべきは「廃止」する、やるべきことは「やる」以上です。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、村上 謙武議員の一般質問を終わります

次に、9番：前田 芳樹 議員

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは質問をさせていただきます。

まず一点目、「介護福祉体制の将来」についてです。

その中で一つ目の項目です、人口減少の反面で介護が必要な人は増加するだろうと思われます。介護職の人材育成と確保をどうしていくのかについてです。

島内人口の減少傾向に歯止めをかけるのは困難なようです。反面で、これから団塊の世代が高齢化して介護を必要とする人は増加をします。限られた島内人口の中で「介護制度」を維持して行かなければなりません。通所介護・施設入所介護・在宅介護を担う人材は既に不足していると聞きます。

職業として他人の介護をする人たちの心根の優しさと忍耐力には驚嘆をします。大きなストレスの中で自己を制御して決して怒らず、一人ひとりを大切にして接する介護の現場を見ていると、頭も下がり感謝をするばかりでございます。「人の一生、重き荷物を背負うが如し」で人にはそれぞれの歴史があります。人が老いるということの意義の大きさ、そこには人格が尊重されなければなりません。その重き荷物をゆっくりと降ろしてやる介護職の人達の姿はただただ有り難く感じますし並大抵のことではないと思います。

本町の将来を思うときに、介護を担う人材の不足と高齢化は確実に進み、介護を必要とする人達の行き場なくなることが心配されます。本町でも既に外国人実習生を雇用している施設もあると聞いております。都会ではコロナ禍で職を失った非正規雇用の若い女性の自殺が急増しているとの報道もあります。都会で職を失った方々に隠岐の島へ来て介護職に就いて生き続けよう、と呼び掛けてみてはどうかと思わざるを得ません。

将来を見越して、介護職の人材育成と確保をどのようにして行くのか、お伺いをいたします。

二つ目の項目ですが、人材確保のためには介護職の更なる処遇改善対策が必要ではないかについてです。

これまでに、政府の政策として介護職の処遇改善対策で介護費用を負担する側からは基本料金の 6%が上積み徴収されているが、処遇改善効果は少ないのではないかと思います。全額が介護職の方々に上積み配分されていれば良いのですが、不透明感が拭えません。

介護職に就いている方々から、「低い処遇を改善してほしい」と要望がきています。介護を受ける側の負担増に直結するのですが、そうならない他の方法を模索してでも、人材確保のためには更なる処遇改善対策が必要ではないかと思われませんが、どのようにお考えになるのでしょうか、お伺いをいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、前田議員の分割質問一点目、「介護福祉体制の将来」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「人口減少の反面で介護が必要な人は増加する、介護職の人材育成と確保」についてであります。議員ご指摘のとおり、近年、介護職をはじめ福祉職場の人材不足が顕著となっており、本町独自の施策といたしまして昨年度より新規就労者を確保するための「福祉施設職員就労支援助成金事業」や、長期的に人材の定着化を図るための「福祉・介護職員処遇改善補助金事業」を創設し、人材確保に努めているところでございます。

また、介護職の人材育成につきましては、町社会福祉協議会、隠岐地区老人福祉施設研究協議会が中心となり、今年度より、町内の中学校を対象とする「介護の入門研修」を始めたところでありまして、若い世代に介護について理解を深めていただき、将来の就労者の増につなげてまいりたいと考えているところでございます。

議員ご提案の、都会の方々への就労の呼びかけについてであります。町独自の施策や豊かな資源などについて、全国に向け、より積極的に情報発信することにより、本町の魅力を伝え、新規卒業者、Uターン者の確保につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に二点目の、「人材確保のためには介護職の更なる処遇改善対策が必要ではないか」についてであります。国の処遇改善対策にとどまることなく、更なる処遇改善対策が必要とのご提言でございますが、先ほどご説明いたしました町独自の「処遇改善補助金事業」につきまして、施策を始めたばかりでありますことから、その効果や課題を十分に検証しながら、将来へ向け、より良い制度としてまいります。

今後、介護を必要とする方が増えることが予測される中、介護職の人材の確保と働きやす

い労働環境の醸成は介護福祉施策の中でも、特に重点項目と位置付け取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

〇9番（ 前 田 芳 樹 ）

町独自の「処遇改善補助金事業」を始めたことは、評価されるべきかなと思います。ただ、その実効性は今後掲げていくことが重要であろうかと思います。早く効果を出すべきだと思います。

次に進みます。

二点目です、「畜産業振興のための町営牧野の放牧料無料化」についてです。

その中の一つ目の項目です。繁殖牛飼育に新規参入者が少なく、出荷頭数は横ばいのまま、今以上に畜産業の振興をするためには放牧料を免除するぐらいの対策が必要ではないかについてです。

岬町に開設した「家畜市場」は島外からの仲買人が増加して活況を呈しているということです。一時期の高値からすれば市場取引価格は幾分低下しているようだが、飼育農家の収支は損益分岐点を上回ってはいるかのようであります。ただ、7 か月間飼育した労務費などの経費を厳密に計算してみれば「濡れ手に粟」のような簡単なことではありません。年中、舎飼いをしていたら採算性は悪く、放牧をするから儲けが出るし、飼育農家は休みが取れるのです。採算性を考えれば町営牧野への放牧は欠かせないものであります。

牧野開発で年間700頭の子牛出荷目標を掲げていたが、まだそこまで到達できずに、子牛出荷頭数は500頭に満たず横ばいを続けています。犬や猫のような小動物を飼うのとは訳が違いまして、繁殖牛の飼育と増頭は簡単なことではないのです。毎日の給餌、大量の餌の確保と配合飼料の購入、大量の糞の処理、分娩や個体管理の専門性など多くの課題を果たしていかなければならないものなのです。繁殖牛飼育農家は年中休まず働き続けている姿を見ます。そこには新規参入者が簡単に増えない理由があるかのようです。飼育農家が少しでも採算性を向上させられるよう放牧料を可能な限り安くするとか、畜産振興のためには放牧料を思い切って無料にしてやるぐらいの更なる対策が必要ではないでしょうか。

「牛の市があって、1頭50万円以上して、値段が良くて儲かっていいなあ、放牧料を上げないといけないな・・・と人はすぐ言うが、それなら自分も牛飼いをやってみたらいい、どんなものかが分かるから・・・。」と先だって、繁殖牛飼育農家の方が言っておられました。推して知るべし、で畜産業は簡単な産業ではないようであります。

新規参入者を増やし、子牛の出荷増頭を図り、飼育農家の採算性を向上させるために、外

貨を稼ぐ畜産業の振興策のひとつとして「放牧料無料化」を検討してはどうか、お考えをお願いします。

二つ目の項目です。既存の牧野で草が無く放牧できない箇所がある、と飼育農家が言っておりましたが草地更新をする必要があるのではないか、についてです。

新しい牧野を開設しても雑^{ざつかんぼく}灌木を除去しているだけでは利用価値は衰えてきます。イタリアンやオーチャードなどの牧草は多年草だからと言っても一定期間を経過したら草地更新をしなければ良い牧草は生えません。放牧牛たちが喜んで食べる草を作ってやらなければなりません。耕起・施肥・播種・転圧をして新しい種を播いて草地更新をする必要があるのです。

私、個人的に北海道別海町の大規模な酪農家に1か月住み込みで乳牛飼育の経験をしたことがあるが、牧場主は美味い牧草作りに一番神経を注いでいました。牛を育てるには牧草作りが「いの一番」だと言っていました。和牛も一緒のことです。せっかく開設した広大な町営牧野を有効活用する方策を怠ってはなりません。

現在、全域的に町営牧野の草地荒廃の状況、割合がどのような状態になっているのかと思いますし、また、有効活用するために草地更新対策を講ずる必要がありはしないか、お伺いをします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問二点目、「畜産業振興のための町営牧野の放牧料無料化」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「畜産業の振興のためには放牧料を免除するぐらいの対策が必要ではないか」についてであります。町の公共牧野につきましては「隠岐の島町牧野管理組合」が一括して指定管理者として管理、運営を行っております。利用料として一頭当り月額1,000円を納めることで、牧野の維持管理の主たる財源となっておりますし、また、全ての親牛が利用しているわけでもありませんので、利用者負担の原則からも無料化は難しいと考えております。畜産振興につきましては飼育者の初期投資を抑えるための繁殖雌牛の増頭や更新に対する支援を行いたいと考えております。

次に二点目の、「草が無く放牧できない箇所があり、草地更新をする必要があるのではないか」についてであります。議員仰せのとおり、草地としての機能が低下した牧野があるのは事実であり、機能回復に苦慮している現状がございます。今後につきましては、「草地畜産基盤整備事業」などの補助金を活用し、計画的に「草地更新事業」を実施してまいりたいと

考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（前田芳樹）

一点だけ確認をさせてください。

せっかく開設をしてある広大な「町営牧野」を使わなくては「牧野」とは言えません。「草地更新事業」を計画的に進めなければなりません。「実施してまいりたいと考えております。」という部分で、考えで終わってはいけませんので、実施をしていくのかどうか、一言聞かせていただけないでしょうか。

○番外（町長 池田高世偉）

はい。現在のこの事業、子牛の事業、引き続き、他牧野についてもこの事業を活用して実施していきます。

○9番（前田芳樹）

次に進みます。

三点目です、「各支所管内の小額な施設修繕の支所長裁量権限の拡大」についてです。

小額な施設修繕費の裁量権限を年間 100 万円までとしているが、これを年間 300 万円程度に増額し、権限移譲でより迅速な対応ができるようにしてはどうかという点についてです。

去る 8 月豪雨では多数の被災箇所が発生した。災害査定を受けるために担当部所は繁忙を極めたといいます。災害査定後に国の「採択」がなされるまでは手を加えられないのは言うまでもなく、60 万円以上の補助金対象箇所やそれに近い復旧費がかかる箇所は復旧工事が完了するまでは待つしかないわけです。行政対応が予算主義であることも理解できます。

ただ、今回の災害で、幹線道路が冠水して水が引き道路端に流木が転々と散乱して長期間放置されていた状態もありましたし、これは迅速な対応をしているとは言えないのです。建設業者が減少して手がまわらないのも理解できます。結局、散乱した流木は地域住民が奉仕で片付けをしましたが、この辺の行政の対応に少し工夫が必要ではないかと感じるわけです。

また、町道の沿線法面で岩盤に亀裂があり、落石が予想されるので支所に要望したところ 20 万円前後と思われる「措置費」も無くて対処できないという。他の公共工事があった時に便乗して付け加えるしかないとか、支所管内では多種多様な小額な修繕要望が年間ではたくさんあって 100 万円は他で必要になるようにも聞きます。実際に落石があつて、通行中の車に当たれば道路管理者の責任となります、対処できていないのです。

要は 100 万円では足りないのではないのかというのを伺いたいです。予算が無ければ何もで

きない。地域住民が常に安心して暮らせるようにするためには、小額な修繕は本庁への「伺い許可」は省略して支所に任せて迅速な行政対応ができるようにしてはどうでしょうか。全ての事案を本庁へ一局集中させずに権限移譲をし、この小額修繕費予算枠を 300 万円程度に増額し、支所長の「裁量権限」をもう少し拡大してはどうでしょうか。お伺いをします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、前田議員の分割質問三点目、「各支所管内の小額な施設修繕の支所長裁量権限の拡大」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の支所管内の予算における一般修繕費につきましては、管内で発生する公共施設等の異状や損傷に対し迅速に対応するため、平成 30 年度より五箇支所、都万支所は 100 万円、布施支所、中出張所については 50 万円を予算措置しているところであります。

西尾議員の質問でもお答えいたしましたように、町民の皆様に「住んでよかった」を実感していただくためには、誰もが住み慣れた地域で日々安心して暮らせる“まちづくり”を引き続き進めていくことが必要不可欠であることを、この度の町長選挙を通じあらためて実感いたしました。

このことから、まず、新年度の予算編成において一般修繕費の増額にとどまらず、支所管内で地域を元気にする各種事業に柔軟に活用できる予算を確保するよう関係部署に指示したところでありまして、今後もこのような想いを胸に地域活性化のための更なる支援に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

次に四点目、「中村診療所と中出張所、五箇支所の建て替え」についてです。

役場本庁舎の次に順次建て替え予定となっていたが、その計画見込みはどうかという点についてです。

役場本庁舎の次には、中村診療所を内包した中出張所を建て替え、その次には五箇支所を建て替える構想を以前に聞いておりました。当然、財政支出の制約はございますが、住民サービスの度合いは全域的に平均的であるべきでもあります。五箇支所は庁舎のうちで最も老朽化しています。五箇地区区長会から町へ「要望書」を提出してから 2 年が経過しています。具体的な計画と見込みはどうなるのか、お伺いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、前田議員の分割質問四点目、「中村診療所と中出張所、五箇支所の建て替え」についてのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、中出張所及び五箇支所の整備につきましては、役場本庁舎完成後に順次進めることとし、担当課において地域との調整を行っているところでございます。

現在の計画では、中出張所につきましては来年度に基本設計に着手し、令和6年度末の完成を目指しているところでございます。また、五箇支所につきましては中出張所の整備に概ねの目途が立つ、令和5年度から基本設計に着手する予定としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

一点だけ確認をさせてください。

具体的に計画のスケジュールはよく分かりました。周辺部にも平均的なインフラ整備が重要でございます。この計画が一年でも前倒しできるか、可能性はありませんか。ほんの一言だけ聞かせてください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

前倒しが可能かというご質問ですが、住民の皆さまのご要望、思いは十分に理解しておりますが、議会冒頭でも申し上げましたように令和3年度「8.7 豪雨災害」による災害復旧優先に進めて行かないといけないこともあり、他の町の補助事業以外の事業についても検討を迫られる状況の中でございます。

今の時点での、ご質問に対するお答えといたしましては、前倒しは現段階では考えられないという状況でございますので、ご理解をお願いします。

○9番（ 前 田 芳 樹 ）

以上で、終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります

以上で、「一般質問」を終わります。

ただ今から、16時30分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 16時10分 ）

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 16時30分 ）

ここで、皆さまにお諮りします。

本日の会議を18時まで時間延長をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

日 程 第 2. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は会期初日に提出された、町長提出議案の議第 114 号「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 8 号）」から、議第 145 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅及び隠岐の島町若者定住促進住宅〕」までの 32 議案について「総括質疑」方式により行います。

質疑は現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いします。それでは、質疑を行います。

質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め 30 分となっています。

それでは、発言を許します。

2 番：村上 謙武 議員

○2 番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、総括質疑の方をよろしくお願いいたします。

まず、はじめに「木質ペレット製造施設、光熱費の154万円の増額補正」について、次の三点について説明をお願いします。令和2年度、4月から11月までの各月毎のペレットの生産量がいかほどか、それから二点目、令和2年度の実生産量と施設の稼働率、今年度の予定の実生産量、それから三点目として、今年度、昨年度と比較して電気代の基本料金がかなり高くなっていますけど、この高くなった理由について説明をお願いします。

○番外（ 農林水産課長 河 北 尚 夫 ）

それでは農林水産課の方から、先ほどの三点の質疑に対しましてご説明を申し上げます。

まず一点目の令和2年4月から11月までの各月毎のペレットの実生産量について、資料に沿って説明させていただきます。1番上段の方に月毎のペレットの実生産量について記入してございます。この表の中でですね、3段目、5段目に「トン」と記載しておりますが、これ「キログラム」の間違いでございます、訂正をお願いします。下から3列目のところに各月の合計の実生産量を書いてございます。4月が5,460キロ、5.46トン、5月ゼロ、6月ゼロ、7月ゼロ、8月ゼロ、8月5,850キロ、5.85トン、9月が2.61トン、10月が16.92トン、11月が13.87トンというところでございます。次のものと被りますが、令和2年度120トンを予定しておりまして、

基本的には委託先の方には均等に生産をしてくれという風にはお願いはしておりましたが、何分現在生産量が少なく、毎日作業をおこなうものでございまして、委託先のウッドヒルさんの方が本業の方ですね、玉湯町の学校への製材品納入等で人がさばけなかったということで、ゼロという風な状況でございます。

二点目の生産予定量でございますが、今年度は120トン进行予定してございます。現在44.7トン作っておりますので、あと約75トン程度でございます。この施設の生産能力につきましては、年間1,800トンというのが公称能力でございまして、稼働率自体は現在6.67%とちょっと低いものになっております。

三点目の電気基本料金の高額化の理由でございますが、上の表の下2段を見ていただきますと分かりますが、本施設の電気料金は重量制の部分よりも基本料金が稼働率のせいで大半を占めている状況でございます。基本料金の基となる「契約電力」というものがございまして、これはですね、検針月の最大需要電力、これは30分毎の電力使用量の最大値と前11か月の何れかの大きい値ということで、1年間で一番、30分間で消費量が多かったものが「基本料金」となるということでございます。これは令和2年1月、今年の1月中旬から2月中旬にかけて、「おが粉」を作る機械と「ペレット」を製造する機械を同時に稼働させたことによって、30分間消費量が高くなったということで1年間、そこから1年間基本料金が高くなったという状態が起こっておりまして、昨年度の4月から11月で予算を計上、平均値をもって予算を計上しておりましたので不足が生じたということでございます。よろしくお願いします。

○2番（村 上 謙 武）

基本料金がですね、前年度に比べると高くなってきているということで、計算しても今年度は600万円近い「光熱費」がかかると120トン生産の製品の値段もほぼ同じくらいになるという。そうしたら、せっかく「ペレット」使ってもほとんど原材料費も出ない、この電気代しか払えないというような状況がありまして、非常に効率の悪い事業を行っているなど。誰もそう感じるのではないかなあというところですよ。これから、今後どんどん生産量も多くするという計画があると思うんですけど、これがもし300トン、500トン、1,000トンとなった時のほとんど電気代になると思うんですけど、「光熱費」の試算というのはできているんですかね。ちょっとそれが知りたい。ペレットの生産量に正比例するような形で電気代がぐっと高くなるというのであれば、そしたらこの事業、根本的に見直していかないと。

石油使って作った電気、その電気を使って作った木質ペレットが、また電気を作るための木質ペレットになったら、これは何をやっているのか本末転倒で、ちょっとおかしくなるの

で、そこら辺の光熱費の試算は出ているのでしょうか。

○番外（ 農林水産課長 河 北 尚 夫 ）

今は持ち合わせておりませんが、ペレットの生産量で1,100トン位から黒字化する、黒字化に転換するという試算がございました。今、その辺りを再度確認をしているところでございますが、今現在稼働率が低いということで、基本料金が大半を占めるという状況になっています。今後につきましても、契約電力量というのはそんなに変わることはございませんので、安い部分の従量制の電気代というものが、増産すれば多くなってくるという恰好になりますので、今の分岐点が1,100トン程度という風に現在聞いております。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

この光熱費、主に電気代だと思うんですけど、この平成26年12月12日の資料を見ますと、電力費が600万あたりを見るとですね、ペレットの製造量700トンの時が電気代が約600万円ぐらいになっているんですよ。それと比べてかなりの差が出ているので、試算をするのも大変難しいところがあるかも知れませんが、是非、今後の事業の展開に重要なポイントになると思うので、この100トン毎の電気料金ですね、電気代がいくらになるかをやはりきちんと試算して出しておくべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。是非、それをやって欲しいです。

○番外（ 農林水産課長 河 北 尚 夫 ）

ペレット工場を運営する上で、非常に大切なことなのでそれについては、試算は。

1,100トンと先ほど言いましたけれども、そこについて再度確認をしているというところでございます。非常に重要な部分ですので、そこについてはやってまいります。以上です。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

それでは次の質問です。「愛の橋の橋梁架替事業」です、本年度測量設計費の全額1億2,619万円が今回の補正で全額減額となって、結局本年度の事業費は0という補正が出ていますが、全額減額となった背景ですね、理由について説明をお願いします。

それからこのことに関して、西町・港町周辺住民への詳しい説明はなされたのかどうか。

三点目として、現在「愛の橋架替事業」については資料・計画が出ていますが、令和7年完成予定の計画があるんですけども、この計画にかなり影響が出てくるのではないかなと思うんですが、具体的にどのような影響が出てくるのか。この三点についてお聞きしたい。

○番外（ 建設課長 田 中 文 男 ）

それでは「愛の橋架替事業」につきまして、三点質問がありましたので答弁したいと思います。

ます。

まず、測量設計費の金額が減額になった背景についてでございますが、今年度は橋梁の詳細設計及び工損調査、これは主に家屋調査でございますが、実施する予定でございましたが、橋梁及び前後の道路ですね、幅員等につきまして、地元と町の整備方針につきまして若干隔たりがありまして調整が付きませんでした。このため、今年度の事業完了の目途がつかなくなり減額といたしました。

次に、周辺住民への説明は、でございますが、先ほどの懸案事項について本年3月と8月に「説明会」を開催する予定でございましたが、3月にはコロナ感染拡大、また8月には「豪雨災害」がありましてですね、開催ができませんでした。ただ今週土曜日、19日に西町・港町での「合同説明会」を予定しております。

続きまして、事業計画全体への影響は、でございます。概算事業費で総事業費約20億円の試算でございます。これは通常の道路事業では年間事業費を考慮すると困難なことから現在のところ、西郷港玄関口整備の財源予定であります「都市構造再編集中支援事業」によりまず事業実施を予定しております。この事業は令和5年度からの事業実施であることから、工事着手を令和5年度からとした場合、工事期間5年を想定しますと、議員言われます令和7年の竣工は2年ずれ込みまして、令和9年度となる見込みでございます。なお今後の「地元説明会」により、先ほどの懸案事項の情勢が整えば、令和4年度より道路事業費にて測量設計を行いたいと思います。「まちづくり談議」の場では、令和3年度からの着工予定と報告しておりましたが、それが不可能となり、着工が遅れておりますことに対しまして、住民の方々に深くお詫びしたいと思います。

資料のほうですが、これが先ほどの「事業計画全体への影響は」ということで右下のほうにスケジュールを載せてあります。上から3段目、令和3年、4年で地元調整を行いたいと思います。この地元調整は家屋の補償費、八尾川に停泊している船舶の移動の関係ですね、これは実は今年度もやっていますが、地元漁師、JF、隠岐支庁水産局交えて、愛の橋架け替えの際にどうしても船舶の移動が必要になりますので、そういった調整を今年度、後3年、4年かけてやりたいと思います。令和4年度から道路事業費、こちらの方で詳細設計、今年度やる予定でした設計をやりたいと思います。順調にいけば、令和9年度に竣工予定としております。

○2番（村 上 謙 武）

ただ今の説明だと、現在の計画よりは完成は遅れるというのは間違いないようですね。一旦こういった資料が出ますと、我々も周辺住民もこれで今年は予算も付いたし、これでいよ

いよ工事も進むだろうというような、普通そう思うんですよ。ですので、この時期になって今年はもう事業は「ストップです。」というような、また「変更します。」というようなことを言うと、周辺住民の方も不信感を抱くんじゃないかなと、そういったところも心配されます。

こういった非常に困難な事業に関しては、町長の行政手腕といいますか、担当職員の力量も問われてくるのではないかなと思うのです。少々の困難があっても進めるんだという、そういった気概を持って取り組めば住民に伝わりますので、いろんな事情で遅れたというのは納得してもらえるかもしれませんが、コロナの影響があつて「住民説明会」が遅れたということも納得できるんですけど、事業変更がやむなしの時は一日も早く周辺住民への説明が必要ではなかったかなと私は思っています。「もうこれ以上は、待っておられない」というような気持ちが西町・港町周辺住民の気持ちだろうと思うんですよ。町長にその辺のところを、今後の愛の橋の架替事業、町長の“まちづくりの項目”の中にもちゃんと明記してますよね。愛の橋架替事業というのが書いていますので、その辺のところ、どういうお気持ちか。遅れたことに対しての。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

愛の橋に対する考え方についてでございますが、当然事業実施する段階に入りますと、議会の皆様のご理解とご協力が必要となつてまいります。今年度遅れた理由については、建設課長の方から報告がありましたように、「住民説明会」が開催できなかった、またコロナや災害があつたということもございますが、この問題もう10年もかかってます。その中で、町としての責務は果たすべき協議をしてまいります、どうしても最終的に地区の方々の意見が、その度ごとに変わってきた。これが一番大きな「要因」だとはっきりと思っています。

その中で私は、愛の橋架け替えをやりますと打ち出したところであつて、愛の橋架け替えを“まちづくり”の一環としてやりますということは、ここで申し上げます。未だに5mがいいとか、色んなことを言われる方がいることも議員にご理解いただきたい。我々は一刻も早くやりたいというのは変わっていませんが、今年度については、一旦、予算は減額させていただいて、改めて「一般財源」での対応はできませんし、公共事業の自分たちがやる5,000万円の範囲ではやれませんので「補助事業」を導入しなければならない。それについては、現在計画しています都市計画の事業の“まちづくり”の事業と同じ形での補助事業対応となりますので、少し遅れますが「やる」という方向に、今、決めて進んでいるということをご理解いただきたいと思います。

○2番（村 上 謙 武）

終わります。

○議長（米 澤 壽 重）

以上で、村上 謙武議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 3. 町 長 追 加 提 出 議 案 の 上 程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、同意第11号「隠岐の島町副町長の選任同意について」及び、同意第12号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」の2件を一括して議題といたします。

日 程 第 4. 提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました2件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

本日、追加提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、同意第11号の「隠岐の島町副町長の選任同意について」であります。大庭 副町長が来る12月31日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続いて選任いたしたく地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第12号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」であります。本町の教育委員会委員の内、山下 豊範氏が来る12月31日をもって任期満了となりますことから、同氏を引き続いて任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお同条第5項の規定に基づく保護者委員としての任命であります。

以上、2 件の追加議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議のうえ適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米 澤 壽 重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 6 時 5 0 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 6 時 5 0 分 ）

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 6 時 5 1 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 6 時 5 1 分 ）

日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました2件の議案について、質疑を行います。

ここで大庭副町長の退室を求めます。

（ 大庭副町長 退 室 ）

まず、同意第11号「隠岐の島町副町長の選任同意について」

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、同意第11号の「質疑」を終わります。

次に、同意第12号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で、同意第12号の「質疑」を終わります。

大庭副町長の入室を許可します。

（ 大庭副町長 入 室 ）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 6. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された、町長提出議案の議第114号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第8号）」から、議第145号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅及び隠岐の島町若者定住促進住宅〕」までの32議案を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案32件は「議案付託表」のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

12月16日、17日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の、本会議は12月18日に開催いたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 16時54分)

以 下 余 白